

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年9月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議長	藤原正夫君	副議長	山本今朝雄君
	八代静枝君		藤田悟君
	清水正二君		長谷部集君
	三浦進吾君		河野勝彦君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
福祉健康部長	笹本嘉朝君	教育部長	金丸博君
秘書政策課長	有泉善人君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	今村親弘君	人事課長	生山勝君
市民窓口課長	清水春雄君	税務課長	斉藤積君
敷島支所長 兼市民課長	中込照子君	双葉支所長 兼市民課長	大森良子君

子育て支援 課長	三井敏夫君	教育総務課長	小林修君
学校教育課長	飯室崇君	生涯学習文化 課長	藤本さゆり君
スポーツ振興 課長	望月映樹君	図書館長	湯本和仁君
総合政策係長	長田隆君	財政係長	戸澤文香君
契約係長	古屋正彦君	情報政策係長	白神忠広君
給与係長	望月新路君	施設係長	早川英彦君
指導監	興石信君	施設管理係長	箭本太君
議会事務局長 兼監査委員 事務局長	中村宗和君	庶務・議事 係長	小澤明君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	小澤明
書記	松井恵美		

審査内容

1 条例審査

議案第46号 甲斐市まちづくり基本条例の制定の件

議案第48号 甲斐市スポーツ施設使用料条例及び甲斐市社会体育施設条例の一部改正の件

2 補正予算

議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 契約審査

議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件

4 請願審査

請願第25-2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願第25-3号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願

5 意見書審査

地方税財源の充実確保を求める意見書

6 その他

開会 午前 9時25分

○委員長（米山 昇君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（米山 昇君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第46号 甲斐市まちづくり基本条例の制定の件ほか3議案及び請願第25-2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書ほか1件の請願の審査及び地方税財源の充実確保を求める意見書についての審査を行います。

審査は、初めに条例審査から行い、次に一般会計補正予算歳出歳入の審査、契約の審査、その後、請願審査、最後に意見書の審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、市民クラブ1人、颯新クラブ1人、公明党1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第46号 甲斐市まちづくり基本条例の制定の件を議題とします。

議案について、当局の説明を求めます。

有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） おはようございます。

秘書政策課から甲斐市まちづくり基本条例制定の件、7ページになりますけれども、こちらのご説明をさせていただきます。

本条例につきましても、12ページの提案理由にもございますように、今、地域のことは

地域で決めていくという地域主権の時代に入っております。自治体運営は地域主権のもとで進められていくということが今求められております。そのような中で、市民の方々に主体になっていただいてまちづくりを進めていこうと、そのまちづくりの基本原則のよりどころとなるために本条例の中でルールとか基本原則を定めるということでこの条例を提案させていただいております。

この条例につきましては、議会の皆様方のご協力をいただく中、4月の常任委員会等で原案等をお諮りいたしました。その後、議会の部分も含めて全文が仕上がりましたので、4月以降、各自治会連合会、それから行政連絡推進委員会、女性団体連絡協議会、地域審議会、民生委員会等に説明をいたしまして、ご意見等をいただいて本日提案をしていくという状況になっております。また、6月にはパブリックコメントを実施いたしまして、市民の方々からのご意見をいただいております。

本日提案している内容につきまして、4月の段階から幾つか変更点がございます。新旧対照表という形で本日資料を出させていただいておりますので、そちらの内容でご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

まず初めに、前文でございます。

前文につきましては、今までの甲斐市の生い立ち、それからこれから進めていく、目指していく甲斐市の姿というものを表記させていただいておりますけれども、7ページになりますけれども、上から4行目になります。文化及び産業を継承し、さらなる発展と「緑と活力あふれる生活快適都市」と。4月の段階では、「文化及び産業を継承し、発展させていくとともに」ということでありましたが、甲斐市として常に前向きに進んでいこうということで、「さらなる発展」という言葉をここに付けさせていただきました。

それから、まくっていただいて8ページになりますけれども、第1条になります。

第1条の2行目になりますけれども、「協働によるまちづくりの実現」と、前の段階では「協働による地域社会の実現と市民福祉の向上」と、これを目的にということで記載されてありましたけれども、市民福祉の向上ということは、まちづくりの中でいろんなものの整備、それから公共サービスを進めていくという公共的な活動も含めてまちづくりというものを示しているという理解の中で、第1条につきましては、「協働によるまちづくりの実現を図ることを目的とします」ということで修正をさせていただきました。

それから、第2条でございますけれども、新旧対照表の、まことに申しわけございませんけれども、1条を先に、2条の1項という形で新旧対照表には書いてあると思うんですけれ

ども、第2条の1項、5項、7項と書いてあるかと思えますけれども、これは1号、5号、7号に修正を、新旧対照表でございましてけれども、こちらの紙の「項」が「号」でございまして、本文のほうでは（1）という形でなっておりますので。新旧対照表のほうのこちらのほうを。

〔「新旧対照表の正誤表ということ」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課長（有泉善人君） 「項」に修正をお願いしたいと思いますけれども。

その中で、（1）の1号でございましてけれども、市民の定義づけでございまして。

前の段階では、「甲斐市内に居住する者」という形で記載をさせていただきましたけれども、甲斐市内ということで、市内、当然市内に居住をするということですので、ここは「市内」という言葉に修正をさせていただきました。

それから、5号でございまして。5号につきましては、9ページの第10条で、その他の執行機関の役割というものが本文のほうでうたわれております。ここでその他の執行機関の役割を表記しておりますので、その他の執行機関というものをこの定義の中できちんとあらわしたほうがいいのではないかということで、括弧で第5号としまして、「その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会といたします」ということで、市民の方々にもその他の執行機関をわかっていただくということでここに追加をさせていただきました。

それから、7号でございまして。

最初の段階では、最後のところですが、「協働しながらまちづくりを進めることをいいます」という表記になっておりましたけれども、本条につきましては、「協力することをいいます」と。協働するということはどういうことかということで記載をしてありますけれども、まちづくりを進めるということも、全体のことを言いますので、協働自体を表記するという説明であれば、それぞれの役割、それから責務というものを持って、分担して対等の立場で協力していくんですよということで表記をさせていただきました。

それから、新旧対照表のほうでちょっとご説明をいたしますけれども、先ほど5号のところ「監査委員会」と書いてありますけれども、これは「監査委員」で、「会」を消していただきたいと思えます。申しわけございません。

それから、3条と4条の関係でございまして。最初の段階では、3条として基本理念をうたって、その後で4条として条例の位置づけという形の構成をしておりましたけれども、今回まず条例の位置づけをすることによって、その条例の理念を表示するほうが基本的なスタイル

ルだということの指摘もありましたので、3条と4条の位置づけと理念を入れかえをさせていただきます。

それから、3条の中で、この条例は、前の段階では「甲斐市のまちづくりを推進するため」ということになっておりましたけれども、先ほどの市民のところと同じで「本市のまちづくりを」という形で修正をさせていただきました。

それから、第4条でございますけれども、基本理念の中です。最初の、前の段階では、「協働の推進を目指すものとします」ということでうたわれておりましたけれども、ここでは基本理念でございますので、「協働のまちづくりの推進を目的とします」と。それぞれの役割、責任を持って自分たちの活動を推し進めていきましょう、それがまちづくりですということの「まちづくり」という言葉を入れさせていただきました。

それから、9ページ、10ページはありませんけれども、第24条でございます。11ページになります。

11ページの24条でございますけれども、最初の段階では、「市は、国や山梨県と相互に連携協力し」という言葉でなっておりましたけれども、この「山梨県」というものを「県」ということで、「市は、国や県と相互に連携協力し」という修正をさせていただきました。

それから、12ページになりますけれども、28条、見出しの修正をさせていただきました。最初の段階では見出しが「委任」という形になっておりましたけれども、補足の説明ですので、「その他」という見出し修正をさせていただきます。

4月の段階から議会の皆様方とご協力いただく中、この条例の制定に向けて市民の声を聞く中で進めてまいりましたけれども、本日このような形で条例制定、条例の内容がまとまりました。最初は9月1日で市制祭に間に合わせていきたいということを申し上げましたけれども、いろいろスケジュールの都合上、一月ほどずれてしまいました。その辺につきましては、まことに申しわけなかった、おわびを申し上げるところでございます。

ぜひこの条例の制定後は、市民の皆様はこの条例の内容をきちんと説明する中で、協働のまちづくりに向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 第1条ですが、協働による地域社会の実現と市民福祉の向上という言葉がまちづくりという、ちょっと表現的にはあいまいな表現になっているんですが、この辺の理由というのはどんなことでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 先ほども説明をさせていただきましたけれども、地域社会を望むのだと、目指すのだということの中で、当然にいろいろな施設整備、それから公共のサービスの向上、福祉向上等が1つになって初めて地域社会、それがまちづくりになっていくという理解の中で、前の地域社会の実現と市民福祉の向上をまとめさせてまちづくりという形で表記をさせていただきました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 別に間違いとか反対ということじゃないんですが、やはりこの条例というのはもともと議会基本条例なんかの絡みで出てきたものだと思います。そういった意味も含めて、やっぱり権利的にこういったことはきちんと載せておいたほうが僕はいいと思います。意見として述べさせてもらいます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほど課長のほうからの説明がありましたけれども、自治会連合会の説明というふうなこともやってきたということの中での制定に至ったと思いますけれども、説明の中で連合会の皆さんからどんな意見が出たのか、それがまたこの条例の中に反映されている部分があるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 自治会連合会、いろんなところから条例の内容、それから説明をいたしましたけれども、条文についての内容とか記載については、特段こういうふうというご意見はありませんでした。ただ、今後進めていく上で、私たちがもう既に、例えばですけれども、自治会であれば地域コミュニティという形で自治会運営をやっていると。ですから、それをさらに進めていくよりどころとなる条例ですよということの中の説明をさせていただいて、ご理解をいただいたというところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　そういうことで、特段の提言とかそういうことはなかったという判断でいいのかな。

○委員長（米山 昇君）　有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君）　そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君）　内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　市のほうでは何回か市民の対話集会をやっていたと思いますけれども、そういった対話集会の中で、まちづくり基本条例について説明とか、あるいはその進捗状況とか、そういったことを説明した経過があるかどうか、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君）　有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君）　市民対話集会につきましては、本年度2回行っているわけですが、竜王地区で1回、それからこの間は双葉地区で1回ありました。それぞれの地区からのこういう案件について対話をしたいということで対話集会が開催されております。特段これについての説明というものを求める案件はございませんでしたけれども、その他の段階でも特にこういう動きがある中で意見を聞きたいとか説明を受けたいということがありませんでしたので、対話集会の場では条例文の直接の説明は行った経緯はございません。

○委員長（米山 昇君）　ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　先ほどの課長の説明で、市政祭、9月1日という目標でやってきたということで、1カ月ずれたわけですがけれども、市民への制定の周知についてはどんな形で今後進めていくのか、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君）　有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君）　また、先ほども言いましたけれども、全く本当であれば市政祭の段階でこういう条文を、この前文くらいを皆様と一緒に朗読できればよかったかなという思いがありますけれども、今後につきましては、当然にこの条例をつくっただけではございませんので、これからのことのほうが重要だと考えております。ですから、市民の方々に協働のまちづくりを進めていってほしいということのためには、例えば当然に広報だとかホームページはございますけれども、それぞれの今から開かれる団体の会議、それから、学校への周知だとかというものについて考えていきたいと思っておりますし、できれば手づくりになるかとは思いますが、せめて概要版的なものをつくって学校で見てもらおうというふうなことも考えております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは本市における行政運営上の最高規範というような位置づけの中で、やはりこういうことを制定したということを知多くの市民が必要があると思いますね。その点において、ぜひ早い時期に、そういった今言ったような概要版等を配布していただいて、広く市民に広報するというふうな努力をしていただきたいと思いますけれども、基本的に、この時点でいつまでということもなかなか難しいとは思いますが、例えば大きな形の中で今年度中にはとか、来期の早々にはとか、そういう見通しはどのように考えているか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 概要版についてはいつまでということ、ここでいつということ、ちょっと申し上げづらいところはあるんですけども、今概要版について私が持っているところは、甲斐市については市民憲章がございます。これは市民憲章を調べたところ、各地域の公民館にもまだ飾っていないところもあるということも含めて、やっぱりこれから一緒にまちづくりを進めていくんだよということのためには、市民憲章を理解してもらった上で、こういう条文もあるということ、セットにして、区長さんなりを通じて公民館に飾ってもらうとか、概要版を読んでもらうとかということを進めてみたいと思っておりますので、できるだけ早い時期、今年度でできるような、もしくは新年度早々にも、新しく区長さんがかかわった段階で、その市民憲章と一緒に公民館に置いて市民の方々に周知をしていただくということも考えてみたいというふうに思っております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その概要版ですけども、できればほかの計画とかそういう実施するに当たっては、さまざまな概要版が全戸配布というふうな形で出ていますよね。できればそういう形で全戸に配布できるような、簡単なものでもいいと思いますから、ぜひそういう方向で早急に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

要望ですけども、これはやっとなら制定できて、今後このまちづくり基本条例を中心にさまざまな施策を執行していくという部分については、ここにも地域コミュニティという文言がかなり載っています。これと協働というふうなスタイルの中で今後進めていく部分があるので、ぜひそういった点でスピーディーに進めていただいて、市民に周知徹底することがこの条例が制定される意義があると思うです。ただ条例をつくただけじゃ意味がなくて、いかにその条例に基づいて市民がその意識を喚起するかというところに結びつけるような進

め方をぜひしていただきたいと思います。これは要望で結構です。お願いします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） ちょっと細かいことであれなんだけれども、25条、交流の部分で「市民及び市は」、あるいはその2号も「市民及び市は」というふううたっている趣旨は何でしょうかね。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 時々お話をしましたけれども、やはりこれからまちづくりを進めていく主体になっていただくのは市民の方々、当然に行政がまちづくりを進めるというのは当たり前のことだと思いますけれども、市民の方々が主体になって行政と一緒にまちづくりを進めていってもらいたいという思いがありまして、市民の方々を前に表記したところでございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） そういう趣旨だと、ほかの項目は全てが「市は」と来ているのに、この交流という部分だけ「市民は」とうたった趣旨を聞いているんだけれども。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） いろいろなですね、ここでは交流の推進ということですので、市だけの交流ではありませんよと。市民の方々もみずからいろんな人々のつながり、地域のつながりを持っていただきたいということの中で、先ほど言った主体となる市民と、それから市とが一緒になってということでこの表記をさせていただいております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 先ほどの第2条か、市内に移住する者に関してちょっと聞きたいんだけれども、これはこちらを見ますと、市内に通学、または通勤する者及び市内に事業、または活動を行う個人事業及び法人事業とありますけれども、これはあれですね、住民は市内にある人とかというのと関係なく、全部ここに通勤で来ている人とか、ここに、市内にいる人はできるということですか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） まちづくりを進めていくということの中で市民の定義をさせ

ていただいております。ですから、当然に市に居住している方もそうですし、市内に通勤する、勤めている方々もまちづくりには参加してもらおうということの中で、市民の定義をその方々も含めてつけさせていただいたというところがございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 28条の件ですが、その他で、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるということで、これは規則とか要綱とかというのは当然あると思うんですけども、これについてはどんな状況になっているのかお伺いします。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この条文については、今つくっている段階ではどのような社会情勢が出てくるのかわかりませんが、時代に合った条例をつくっていきたいということもありますので、その部分でここで、市長がその社会情勢の中で、もしくは物事の動きの中で必要な部分があれば追加できるという形でつけさせておりましたので、今の段階でこういうものを入れていきたいという考えのものはございません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） まちづくりの基本条例ができるということは、これは提案理由からしても、地域主権の時代にふさわしい自治体運営の必要性が増大しており、市民主体の協働のまちづくりが基本原則であると。これは大変結構なことでありまして、地方分権改革から地域のことを主体的に私たちがおさめることができたり、いろんなことができるなどということは前進だったと思うんです。しかし、その中で、今まで国がかかわってきたことを今度は地域は地域でやりなさいと。その予算措置までも国は、そこは取っ払うみたいな形でいくのか、それともそのあたりのことは、結局地域の負担が多くなるということにもなりかねないということにもなるわけですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） この条例は、地域にある課題を国のほうが解決してくれるも

のではないですから、地域にある課題というものをそれぞれの住んでいる方々、人々が自分たちで工夫して解決していこうというものですので、財源的なものをもってそれを解決するとか、支援をいただいととかという考え方ものではありません。ですから、地域に住んでいる市民の方々と行政が、今の例えば予算範囲の中でできることはやっぺいこうと。1つの例とすれば、例えばごみの減量化に市が取り組みますよということであれば、市民の方々はみずからごみの減量にどんなふうに取り組んだらいいのかということを考えて、市の施策とマッチングさせて減量に取り組んでいくというふうなことです、国の支援を得て協働のまちづくりを進めていくというものではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 28条までかわることの中では、かなりいろんな部分で予算措置をしなくてはならない部分だっぺ出てくると思うんです。確かに基本条例ではありますけれども、今まで国で采配してきたものが地方は地方で勝手にというわけではないけれども、自分たちの裁量でやっぺくださいということにならなければいいなと、そういうことを危惧したんですけれども、それは大丈夫と、そういうことですね。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 国のほうの考え方については、国でいろいろな制度ができますけれども、その制度の中で今、行政は動いています。行政の中でそれぞれの地域の課題を国の制度に基づいて解決して処理をしていくという動きがあります。その中で自治体運営がされておりますから、国の制度自体をもう少し多目に支援をもらうととかという考え方を持たずに、自分たちで今ある制度の中、今ある支援の中でどういふふうで解決していくかという考え方を持ってまちづくりを進めていくための条例でございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今のご説明の中でちょっと、新しい基本条例の中に第2条第5項の中で、その他の執行機関で農業委員会及び固定資産税評価審査会委員会、これがありますけれども、この「及び」といふのはこういう形で載せたほうがいいんですか。それとも何か意味合いがあっぺ表示するの。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） このその他の執行機関というのは、これは自治法で決まっている団体でございますので、条文の中にもこういう表記がされております。ですから、それをそのままこちらのほうに表記をさせてもらいましたので、例えば今、議員さんが言っているのは、「農業委員会、固定資産評価審査委員会」でもいいではないかということのご指摘かと思えますけれども、こういう幾つかの委員会が続いたとき、最後のところでは「及び」こうですよという形で閉めるというのが条文の形になっておりますので、そのままここに引用したという形です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

藤田議員。

○議員（藤田 悟君） 1点お願いします。

第1条ですね、これ非常に基本的な大前提になることだと思うんですが、協働によるまちづくりの実現を図ることを目的としますということなんですが、協働によるまちづくりの実現はしていないんだろかという、そういう何か疑問が沸き上がると思えますね。というのは、実現していませんか、私たちも一生懸命協働しているんだと、現状の中でですね。そういうことというのは非常に多いと思います。

そういった意味では、旧の市民福祉の向上を図ることを目的とする、この「向上」という表現は私はいいかと思います。例えば協働によるまちづくりの向上を図ることを目的にする、向上を目的にするんだったらいいんですけども、実現しているということ、要するに少なくとも現実はまだまだ途上かもしれないけれども、私たちも市のために一生懸命やっているんだという方は非常に多いです。そういった意味では、協働によるまちづくりをしているんだという思いは非常に強いと思います。そういった意味では、じゃ、実現していないんだと、協働によるまちづくりを今やっていないのかという表現に聞こえなくもないかなという意味では、個人的にはこれ「向上」という言葉のほうが私はいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 議員さんの考え方もわかります。確かに今、まちづくりを進めている中で、例えばの話ですけれども、緑化推進に努めているとか、通学の見守り隊をやっているととか、いろんなボランティア団体の方々が市でできないところを補ってやってくれているところは多分でございます。ですけれども、そういう方々のそういう活動をさらに

広げる、充実させるということもそうですし、今言われた市民福祉だけにとらわれず、いろんな防災面、環境面も含めた中でまちづくりを進めていきたいということの中で、この協働のまちづくりということに集約させてもらったという考え方ですので。

当然に協働のまちづくりを進めている方々、それをさらに向上させると。議員さんの言葉をかりれば、それをさらに向上、充実させるためにこの言葉に集約させたということでご理解をしてもらいたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 藤田議員。

○議員（藤田 悟君） もう1回確認しますが、実現という意味では、一緒にやっていっているということは今実現しているんだと思いますよ、一緒にやっているわけですから、一生懸命。でも、達成はされていないかもしれない。でも、一生懸命やっている協働という意味では、実現していると思います。ただし、さらにそれを向上させるという意味合いが必要なのかなという質問を私はしているんですけども。協働のまちづくりが実現していないんだという、ここにはそういう意味にもとれるんですね。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） どこまでをもって実現しているのかというところもあるかと思いますが。先ほどもちょっと言いましたけれども、いろんな活動の中で、行政の支援をしている団体もごございますし、市民の方々もごございます。市民の方々の意識というものの中には、やはりボランティア団体に入っていると行政委員になったとか、消防委員になったとかということで初めてそういうまちづくりに携わっているという意識を持たれている市民の方々も多いかと思います。ではなくて、市民がもうそういう意識を、全員が地域づくりというものにもっと目を向けてもらいたいということの中でまちづくりの実現を図っていききたいという表現にしてありますけれども、今、まちづくりが向上していないのかというところについては、いろんな団体の協力をする中でまちづくりは推進されております。さらなる充実を図っていききたいという考え方の中で協働のまちづくりをこれから目指していききたいということの中で、協働のまちづくりの実現を図るという言葉に記載させてありますけれども。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（米山 昇君） いや、名前じゃなくて会派での、委員長の許可があればですが。じゃ、大事なまちづくりですから、特に許可をするということ。

八代議員。

○議員（八代静枝君） ありがとうございます。

このまちづくり条例は、本当に市民との協働、地域主権の基本原則ということで、非常に大切な条例ができたと思います。こうした中で、条例をつくってもとにかく絵に描いた餅になりがちなことも多々見受けられると思いますので、この条例をつくられて、今もお話にあるように、市民はそれぞれ既にいろいろな機会を捉えて市への協力、ボランティア、まちづくりに協力していると思うんですが、市民に対して、先ほど概要版をつくってわかるようにするというようなお話もありましたけれども、さらに、既にしている人たちにもっと向上してもらう、充実させてもらうために、概要版を配るだけでなく、市としてどのようなアクションを今から市民に対して起こしていくのか。どんな実効性あるものにするために行動を市としてされていくのか、その辺をもし何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 既に活動されている方々ということの中ですけれども、この条例をいろんな団体に聞く中で、先ほども申し上げましたけれども、女性団体とか、それから民生委員さんの方々、これも当然に協働のまちづくりにかかわっている方々ということの中で意見を聞いたところでございます。緑化推進についてもそうですし、この方々に説明をしたと同時に、これから進めるに当たっても、その方々に、例えばもう少し意識づけを強く持ってもらおうとかということの中で、まちづくりのですね、これからの考え方ですけれども、さらに講演会をしてみるとか、いろんな事例をですね、まちづくりの取り組み事例なんかをそういう団体の方々にお示しするとかということで意識づけを強めていきたいなど、今の段階では考えております。

○委員長（米山 昇君） 八代議員。

○議員（八代静枝君） 既にしている人たちの意識づけも本当にさらに向上するためには必要だと思いますが、今していなくて、新しく取り組みたいと思っている人たちもいると思うんですよね。そういう方々に対しても含めた中で市のこれをどのような実効性のあるものにアクションをしていくのか、もしおありでしたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今から取り組んでいこうという方々の周知ということだと思いますけれども、先ほども言いましたけれども、当然にこの条例ができて、できましたよと

いうことを知らせること、その条例の中身がこういう中身ですということを知らせること、それは先ほど言いましたけれども、広報、ホームページは当然です。概要版をつくることも当然だと思っておりますし、それぞれのこういう条例ができたので、例えばこんな活動ができる方々がありますかというふうな呼びかけを市民の方々にして協力をもらうとかということも協働のまちづくりを進めていく一歩だとは思っています。

そんな中で、どんな形で周知をしていくか、今の段階で考えているものに、またご意見が、いいアドバイスがありましたらお願いしたいと思いますけれども、ぜひ市民の活動をしたいという意見が吸い上げられるシステムといたしますか、機会をつくることも協働のまちづくりを進めていく一つの手段だとは考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第46号 甲斐市まちづくり基本条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 甲斐市まちづくり基本条例の制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第48号 甲斐市スポーツ施設使用料条例及び甲斐市社会体育施設条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） おはようございます。大変ご苦労さまでございます。スポーツ振興課からお願いいたします。

議案集の15ページをお願いいたします。

議案第48号 甲斐市スポーツ施設使用料条例及び甲斐市社会体育施設条例の一部改正の件につきましてご説明をいたします。

この一部改正案につきましては、2つの条例について同様の改正を行うもので、第1条は甲斐市スポーツ施設使用料条例中の「甲斐市竜王体育館」を「甲斐市玉幡体育館」に改めるもの、第2条につきましては、甲斐市社会体育施設条例中の「甲斐市竜王体育館」を「甲斐市玉幡体育館」に改めるものです。

変更に至った経緯につきましては、さきの総務教育常任委員会でご説明をしたところなんですけれども、ことしの3月定例議会におきまして、名称変更検討について一般質問がされました。また、周辺の自治会長からも名称変更の要望書を提出したところでもあります。

竜王体育館につきましては、合併時に「竜王中部町民体育館」から「竜王体育館」に変えたものなんですけど、玉幡中学校に隣接していながら「竜王体育館」ということで、現在でも選挙の投票や地域の催しなどのときに竜王小学校体育館へ間違えて行くという方もおります。そのような中で、玉幡小学校の意向、それから体育館利用者へのアンケート調査等を行い、関係自治会の意見を聞く中で検討を行った結果、地域になじみ、地域がわかりやすい名称とするために、「竜王体育館」から「玉幡体育館」に名称を変更するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 変更に関する案内板とか、そういうようなものの整備というのは何か特別準備をしているとか、その辺はどうなっていますか。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 看板等の関係なんですけれども、体育館の正面の名称変更が1カ所、それから県道、市道の案内板が計3カ所ございまして、そちらを書きかえを行う予定です。既存の予算の中で修繕可能ということで、対応したいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう予算措置ができるのであれば、時期をできるだけ早くやっていただきたいと、これは要望でいいです。お願ひします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第48号 甲斐市スポーツ施設使用料条例及び甲斐市社会体育施設条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 甲斐市スポーツ施設使用料条例及び甲斐市社会体育施設条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたします。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は一問一答方式で簡明にお願いします。

まず、歳出から説明を受け、審査します。

まず人事課からの概要説明に先立ち、総務部長より報告がありますので、お願いします。

長田総務部長。

○総務部長（長田 修君） おはようございます。

補正予算の審議をいただく前に1点だけ報告をさせていただきます。

本日午前11時と、それから11時半に、消防庁による訓練といたしまして、J-A-L-E-R-T、全国瞬時警報システムでございますけれども、その全国一斉情報伝達訓練が実施をされます。放送内容は、試験放送ですということを3回繰り返して、正常に受信できるかどうかという訓練でございますけれども、そういう訓練が本日2回行われるというふうなことで、ご了解をお願いしたいと思います。

以上、報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、人事課長より、人件費関係の概要及び第2款総務費のうち、人事課所管の総務管理費について説明を受けたいと思います。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

初めに、こちらの定例市議会資料6ページをお願いいたします。

こちらの6ページに、9月補正の予算人件費明細表が書いてございます。こちらのほうにつきまして、まず初めに正職員、嘱託・臨時職員の全体の概要につきまして説明させていただき、その後、本日ご審議をいただく総務教育常任委員会所管の科目につきましてご説明させていただきます。

まず、6ページの上段の正職員につきましてご説明いたします。

このたびの正職員の補正予算のポイントは2点ございます。1点目は、本年4月1日の定例の人事異動に伴いまして、当初予算作成時と正職員の構成が変わったため、各科目間の予算の組み替えを行う必要があります。2点目は、去る6月議会でご議決をいただきました特別職及び職員の給与を減額する臨時特例条例に基づきまして、本年7月から来年3月までの9カ月間の給与削減を反映させるものであります。

左の欄に職員数の欄がございます。

当初予算の策定時の全会計の職員数の合計は455人でありましたが、その後、本年3月末に自己都合退職者が6人生じたことから、当初予算策定時の455人から6人の退職者を減じました449人が市長を含めた三役と一般職全職員数であります。

2節の給料の補正額につきましては、職員数が6人減ったこと、また7月から来年の3月までの9カ月間の給与の減額分、特別職につきましては7%、職員につきましては平均4.3%減額などによります決算見込みを踏まえまして、全職員で8,641万3,000円の減額となります。

3節の職員手当につきましても、給料と同様に職員数が6人減ったこと、また、7月からの管理職手当の減額分、これは一律10%でございます——などによります決算見込みを踏まえて、2,125万4,000円の減額となります。

4節の共済費につきましても、給料と同様に職員数が自己都合によりまして6人減ったこと、また、7月からの給与減額分に伴いまして共済組合費の減額などによる決算見込みを踏まえまして、2,049万7,000円の減額となります。

28節の繰出金の補正はございません。

そういたしますと、全9会計の全職員の人件費の補正額は総額1億2,816万4,000円の減

額補正をお願いするところであります。そのうち7月から3月までの9カ月間の給与削減額は約6,800万円となります。

続きまして、下段の嘱託・臨時職員費をごらんいただきたいと思います。

嘱託職員数の全会計の合計人数は、当初予算の28人より1人減った27人であります。これは、文化財調査員1人を嘱託職員から臨時職員に切りかえたためであります。臨時職員の数、当初予算の260人より19人ふえて279人となります。これは、保育園関係で11人の増員、また、職員の産休、育休代替等で8人、合計11人の増員となります。

1節の報酬は、嘱託職員1人の減に伴いまして276万円の減額となります。

4節の共済費は、臨時職員19人のふえた分と嘱託職員1人の減によりまして132万4,000円の増額。また、7節の賃金も、臨時職員19人ふえたことによりまして1,969万円の増額となります。

そういたしますと、全会計の合計では、嘱託職員1人の減と臨時職員19人の増を相殺いたしまして、決算見込みを踏まえた結果、1,825万4,000円の増額補正をお願いするところであります。

以上が全体の概要という形になります。

続きまして、こちらの補正予算説明書をお願いしたいと思います。

最初に、10、11ページをお願いしたいと思います。

総務教育常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、正職員及び嘱託・臨時職員の補正予算の内容をご説明させていただきます。

まず、1款の議会費、1項議会費、1目議会費でございます。001の議会事務局職員費の職員数は4人で、当初予算と変動はありません。4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当は扶養手当、管理職手当などを、また、4節共済費のいずれも減額をするものであります。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。こちらは人事課の所管となります。

001総務管理関係職員費は総額4,647万7,000円の減額補正であります。職員数は当初予算におきまして85人を計上いたしましたが、今補正により14人減の71人を計上しております。職員14人減りました理由といたしましては、新採用職員、本年度22人、その新採用職員の22人から定年退職者6人分を差し引きました16人分の人件費を当初予算の一般管理費に計上しております。本年4月1日の人事異動に伴いまして、新たな配属先が決まったことによ

り、この16人分が少なくなります。

また一方で、総務部付の派遣職員2人、これにつきましては陸前高田市の職員、また山梨総研への職員ということで、2人の職員をこちらのほうへ計上しておりますので、16人減った分と2人ふえた分を差し引きますと14人の減という形になります。

002の総務管理関係嘱託・臨時職員費は、総額286万円の増額補正であります。臨時職員は、当初予算では44人計上してありましたが、今補正では6人多い50人を計上したところであります。増員の理由といたしましては、産休、育休の代替及び傷病休暇に対応するため、当初予算より6人の臨時職員の増員であります。

001の総務管理関係職員費と002の総務管理関係嘱託・臨時職員費を合算いたしまして、正職員14人の減と4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料は2,944万1,000円、3節職員手当等も、期末勤勉手当、住居手当などで1,135万6,000円、また、4節共済費につきましても568万円、それぞれ減額するものであります。

なお、7節賃金は、臨時職員が6人ふえたことによりまして286万円の増額となります。

次に、7目支所及び出張所費であります。一番下の行になります。

003敷島支所関係職員費につきましては、職員数は当初予算の18人より1人多い19人を計上しております。005双葉関係職員費につきましては、職員数16人で当初予算と変動ありません。敷島支所職員費と双葉支所職員費を合算いたしまして、4月の人事異動及び7月からの給与削減、また1人増加した職員などの決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費のいずれも減額をするものであります。

恐れ入ります、12、13ページをお願いいたします。

次に、2項徴税费、1目税務総務費であります。

001税務関係職員費の職員数は、当初予算の27人より1人多い28人を計上しております。職員1人ふえた人件費と、また4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節の給料及び3節職員手当等は期末勤勉手当などをそれぞれ減額し、4節共済費につきましては増額をするものであります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費であります。

001戸籍住民関係職員費の職員数は、当初予算の14人より1人多い15人を計上しております。職員1人ふえた人件費と、また4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料は減額、3節職員手当等は期末勤勉手当、扶養手当な

どを増額し、4節共済費は減額をするものであります。

次に、6項監査委員費、2目監査委員事務局費であります。

001監査委員事務局職員費の職員数は、当初予算と変動のない2人を計上しております。7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料及び4節共済費をそれぞれ減額するものであります。

恐れ入ります、22ページ、23ページをお願いいたします。

一番下の行になります、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。

001教育管理関係職員費の職員数は、当初予算の22人より2人少ない20人を計上しております。職員が2人少なくなった人件費と、また4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また4節共済費のいずれも減額をするものであります。

24、25ページをお願いいたします。

次に、2項小学校費、1目学校管理費であります。

001小学校関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない6人を計上しております。002小学校関係嘱託・臨時職員数は、当初予算の34人より1人多い35人を計上しております。小学校関係職員費と嘱託・臨時職員費を合算いたしまして、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また4節共済費のいずれも増額をするものであります。7節賃金も、臨時職員がふえたことにより増額をするものであります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費であります。

001中学校関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない5人を計上し、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費のいずれも減額するものであります。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費であります。

001給食センター関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない4人を計上し、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた結果、決算見込みに基づきまして、2節給料は減額し、恐れ入りますが、26、27ページをお願いします。3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費につきましても、いずれも減額をするものであります。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費であります。

001幼稚園関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない6人を計上し、4月の人事異動

及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料は増額し、3節職員手当等は期末勤勉手当などを減額、また、4節の共済費につきましても、いずれも減額をするものであります。

次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費であります。

001社会教育関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない7人を計上しております。002社会教育関係嘱託・臨時職員費の嘱託職員数は、先ほど申しました当初予算で1人計上しておりましたが、臨時職員に切りかえたためゼロになりました。001社会教育関係職員費と002の社会教育関係嘱託・臨時職員費を合算いたしまして、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、1節報酬及び2節給料を、また、職員手当等につきましても期末勤勉手当などを、また4節の共済費につきましても、いずれも減額をするものであります。

次に、2目公民館費であります。

001公民関係職員費の職員数は、当初予算の2人より1人多い3人を計上しております。1人多い人件費と、また、4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また4節共済費のいずれも増額をするものであります。

次に、5目図書館費であります。

001図書館関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない10人を計上しております。4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料は減額し、恐れ入ります、28、29ページをお願いいたします。3節職員手当等は期末勤勉手当を増額、また4節共済費は減額をするものであります。

次に、7項保健体育費、1目保健体育総務費であります。

001保健体育関係職員費の職員数は、当初予算と変動のない8人を計上しております。4月の人事異動及び7月からの給与削減などを踏まえた決算見込みに基づきまして、2節給料、3節職員手当等は期末勤勉手当などを、また、4節の共済費もいずれも減額をするものであります。

総務教育常任委員会が所管をいたします人件費の補正に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 非常に3常任委員会でご説明をいただいて、ありがとうございますました。

ちょっとこの補正の、給料を減らすとか当初の予定の人数、職員数が減ったとかというような理由を最初に言いましたよね。それはそれでいいんですけどもね。いろいろ聞いていくと、部署によってふえたり減ったりしていますよね。これは人事管理できっとやっているんだろうと思いますけれども、人事管理をする上で、当然もう4月からは6カ月くらい経過しているわけですよね。また来年になってこういうことをするわけですよね、また配置、やるわけですよね。そういうものはどういうような感じでやられるんですか。今までのその6カ月間の経緯を見ながら、例えばこの前、厚生の中で保母さんの、児童がふえたからふやしたんだみたいな説明がたしかありましたよね。そういうようなことを、この段階でもチェックしていかなければいけないと思うんだけど、来年に向けて。そういうことはどんなような仕組みでやられているんですか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） お答えいたします。

まず、当初予算の作成の仕方なんですけれども、11月に企画財政課のほうに当初予算を提出いたします。そのときには、1月1日現在の現員、いわゆるその課に配属されている現員の方々を基本とします。それに3月末で定年退職する方を減じます、引きます。定年退職はもう予定されておりますから。それにあと、4月1日採用する職員をふやします。そういたしますと、正職員の全体の人数がそこで固定されます。ただし、今回6人自己都合がありますので、その3月末に自己都合ということは見込めませんので、今回補正という形になります。

その中で、11月当初予算を作成する段階で、例えば臨時職員等につきましては育休とか産休、またあと休職、そういう方々については見込めますから、当然その方々については増員します。また、人事配置の中で、例えばこの課の業務がふえているからふやすとか、そういうことはいたしません。それは今回の補正の中で人事異動補正という形にします。あくまでも職員は1月1日現在の現員と、配置されている職員数という形の中で当初予算は作成していくと。あとの異動、4月1日の人事異動につきましては、今回の9月補正なり、また人勧があったときには11月補正なりで職員の人事異動に伴う組みかえを行っていくという形

での組み立てになっております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 11月にまとめて来年度のやつをやるということなんでしょうけれども、ただ、やっぱり先ほど簡単に例を挙げると、人数が保育する人間がふえたから保母さんをふやしたんだみたいな話がたしかありましたよね。そういうようなことというのは、だってほかの課でもあり得るんじゃないですか。何か事情によっては、仕事が今までだとふえて、今度は大変だから、人をこっちへふやすとか。大体もう定数が決まっているから、その決められた中でやるわけでしょう。それでもし、それでできない場合は臨時とか嘱託を頼んで補っているような現実は状況ですよ。そういうようなものを、今、課長の言うのには、その辺のお話しというのはどういうことになっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） お答えします。

先ほど申しましたように当初予算が11月の策定ということの中で、人事異動はあくまでも4月1日、内示も3月末という形になりますから、その人事異動が固まらない限りは、その各課に何人配置をするということは固まりませんので、あくまで1月1日現在の現在配置されている職員数を基準に作成しているということでございます。4月1日の人事異動につきましては、人数が増減いたしますから、今回の補正予算の中で人事異動補正をかけていくということが予算の組み立てになっております。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） お金は、この計算機ではじいたり何かすれば、こういうものは結果的には出てきますからいいんですけども、僕が聞きたいのは、どうのように配置をするか、要するにこのお金の計算ばかりじゃなくて、人事管理も人事課でやられるわけですよ。だから、その辺をね、決められた人間で、職員で、要するに市役所が機能するわけですよ。だから、その辺をどういうふうにチェックされているのかなということをお聞きしたかったんですがね。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） すみません、ちょっと答弁が漏れていまして、申しわけございません。

人事配置につきましては、当然各課の所属長の課長のヒアリング、夏も一応行いました。それからあと、年明けに部長ヒアリングがございます。そのような形の中で、新たな事業がふえているとか、例えば地域主権一括法の関係で県から事業がふえて、とても今現状無理だということをヒアリングする中で、総体の人数は決まっておりますから、増減をかけていくという形のものでございます。それが1月末ぐらいになってしまいますので、どうしても職員の最終の内示が出るのが3月の下旬という形になる、確定がどうしても11月の予算をつくる時に確定できませんので、このような策定の内容になるということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 若干のそのずれは多分あるんでしょうけれども、このお金の計算のほうも確かに大切なんだろうけれども、人事管理をですね、よく配置とかそういうものをよくチェックしながらしていただければ、人間の適正な配置をしていただければ、財政にとってもいいんだろうし、今後の市の運営にとってもいいような気がしますんで、その辺をお願いして質問を終わります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） ただいま有泉委員の関連になりますけれども、臨時職員の採用とかそういうものについては、産休とか育休ですか、それは計算できますよね。先ほど言われた6人が急にやめるような体制の中で、要は臨時の対応をされないし正職員の異動で対応されると思うんですけれども、例えばこの臨時で採用される場合、採用試験を事前に通っている方、そして急遽そういう形になったとき、欠員が出た場合の対応はスムーズにいつているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 予定されております臨時職員につきましては、毎年適性試験を受けていただいて、その中で、結果によりまして任用していくと。急遽ですね、例えば6月とか7月とか、産休になってその後育休に入るという方につきましては、当然登録されている台帳、それから試験結果の一覧から漏れた方々、そういう方々がいますから、そういう方々の中から面接をして選考していくという形の中で、現在、例えば臨時職員がいなくて困っているという状況ではございません。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと聞きたいんですけども、13ページの戸籍住民台帳で、これさっき1人プラスで15人ふえたと、15人と聞いたんですよ。この下の職員手当が57万8,000円、これはプラスになって、あと共済費があれなんだけれども、この57万8,000円というのは、この15人分の職員手当としていいのか。中身がどういうあれか。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 職員数は確かに1人ふえているという形になっています。その1人がふえた分と、あと当然人事異動がありますから、給料の高い職員と給料の低い職委員が入れかわることによって、給料の高い職員がいて、給料の低い職員が入れかわれば、当然その中で余る形になります。逆に給料の低い職員がいて、給料の高い職員が行けば足りなくなるということでもあります。それを15人で全部計算をかけます。そういたしますと、給料につきましては49万4,000円という減額になりますが、一方で職員手当につきましては、例えば扶養手当とか住居手当とか、通勤手当とか、もろもろの手当があります。そういうものが増額の要因になります。ただ、期末勤勉手当は減額になりますけれども、全部職員手当を相殺すると、この57万8,000円増という形になります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） トータルすればそうなんだけれども、これが要するに、今言ったように、手当が違うというのはどういうふうに、階級によって違うとかという、あるんですか。それをちょっと知りたいんです、どういうもんですかということ。ただひっくるめてトータルじゃなくて。せっかくだからちょっと聞きたかったんですよ。もしわかる範囲で。

○委員長（米山 昇君） 生山課長。

○人事課長（生山 勝君） この戸籍住民関係につきましては、1人ふえたことと、あと、人数が6人異動になっています。6人異動の対象がありました。その中で、再度になって申しわけないんですけども、給与の高い職員、給与の低い職員、入れ違いがあります。3級の主任と4級の副主幹が入れかわったとか、そういう形になりますと、給与の高い低いが出てきます。それを全部15人分、当初予算と比較をします。そういたしますと、給与自身は給与減額が7月からありますから、その分と、給与が全部トータルした中で下がった部分がありますから、それで減額になると。ただ、一方で職員手当につきましては、期末勤勉手当に

つきましては給与が下がった分がありますから減りますけれども、それ以外に扶養手当、通勤手当、それから住居手当等があります。あと、児童手当ですね、そういうものがあります。そういうものを全部1年間合算いたしますと、職員手当ではプラスになったということでございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員の質疑がないようですので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

これで第2款総務費のうち、人事課所管の総務管理費の審査を終了します。

次に、第1款議会費及び第2款総務費、第6項監査委員費について、事務局より説明を求めます。

中村議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（中村宗和君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、議会事務局関係の補正予算について説明させていただきますので、補正予算説明書の10ページ、11ページの一番上をごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、001議会事務局職員費134万8,000円の減額につきましては、先ほど人事課長のほうから説明がございました4月1日の人事異動に伴う分、また、7月からの給与減額に伴う人件費の減額でございます。

次に、補正予算説明書の12、13ページをごらんいただきたいと思います。

一番下、6項監査委員費、2目の監査委員事務局費、001監査委員事務局職員費34万4,000円の減額につきましては、7月からの給与削減に伴います減額補正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員の質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これで第1款議会費及び第2款総務費の第6項監査委員費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時58分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目企画費について説明を求めます。

有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 秘書政策課から、9月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

補正額につきまして、5目の企画費でございます。補正額259万9,000円、財源は一般財源でございます。こちらにつきましては、さきの常任委員会でもご説明を申し上げましたけれども、市制10周年を迎える来年度に向けての市の木、花の制定に向けての準備経費、それとマスコットキャラクターの作成に向けての経費の一部を予算計上してございます。それと周知経費という形でも予算計上がしてございます。

内容につきましてご説明を申し上げます。

報酬でございますけれども、18万2,000円、これは選考委員さん、市の木、市の花とマスコット、2つの委員さんの報酬費でございます。それから、11の需用費111万4,000円、こちらにつきましては、周知するための必要経費ということで、周知用の横断幕、懸垂幕、それからチラシの印刷、会議費等でございます。それから、12の役務費46万3,000円、こちらにつきましては、選考委員会の開催通知の郵送料、それからマスコットキャラクターが出て

きた場合の類似調査の委託経費が予算計上されております。それから、13の委託料84万円ですけれども、こちらにつきましては、マスコットキャラクターの作品の公募に係ります業務の支援費という形で、公募の業務支援、それから、選考委員会、ワーキングの業務支援という形の委託料で予算計上をしたところでございます。

合計しまして259万9,000円を補正いたしました。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 大変いいことだと思いますけれども、キャラクター、全国に大変あちこちでキャラクターが考えられて、また今出ているところもございますけれども、計画を進行中のところもあるわけですね。先ほど調査をする費用も見積もってございますけれども、そういう係、どこか心当たりがあるわけでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 長田係長。

○総合政策係長（長田 隆君） 調査費用でございますが、委員会の中で作品を5点に絞ります。それがですね、商標登録、特許庁に登録してあるものと重複しないかどうか、これを確認するための調査費用でございます。

○委員長（米山 昇君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今の特許庁に確認するということ、もちろんそうでございますけれども、この専門的に、そういう心得、あるいは簡単に言うと、探偵じゃないですけどもね、そんなようなところへ調査をする機関があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 長田係長。

○総合政策係長（長田 隆君） そのような組織といいますか、機関等はございませんので、あくまで特許庁に登録されているのと重複しないかどうかということ、弁理士という資格を持った方に調査をしていただくということになります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第2目企画費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費について説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） ご苦労さまでございます。

それでは、総務課にかかわります9月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費につきましては、補正前の額1億4,892万5,000円に対しまして252万円の増額をお願いし、1億5,144万5,000円とするものでございます。補正額の財源の内訳でございますが、その他財源252万円につきましては、諸収入の雑入でございます。こちらにつきましては、県からの光ケーブルの移転の補償金でございます。

001情報化推進事業につきましては、県道敷島竜王線、これは亀沢大橋周辺になるわけですが、この県道が茅ヶ岳東部広域農道の整備に伴います道路の拡幅工事が行われるということの中で、電柱の移設が生じます。これに伴いまして、情報化推進事業において整備をしております光ケーブルが移設の必要が生じるということの中から、県からの移転の補償金によりまして、光ケーブルの移設費、工事費252万円を計上させていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 亀沢大橋ということでしたけれども、具体的なちょっと位置は、すみません。

○委員長（米山 昇君） 白神係長。

○情報政策係長（白神忠広君） 今、東電柱の番号のほうしか出てこないんですけども、位置的には敷島町の上を、先ほどの広域農道が沢を渡っていると。そのちょうど下の地点になります。あそこを県道から側道がおりてきて県道にすり合わせるという形での電柱移設という形になっています。電柱区間延長としては1,160メートルという区間になっております。

今ちょっと詳細な番地が出なくて申しわけないんですけども、位置的にはそんな形になっております。よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の関連になるんですけども、電柱は1本なの、何本移設するの。

○委員長（米山 昇君） 白神係長。

○情報政策係長（白神忠広君） 直接移設する電柱は9本という形になっています。ただし、その前後、光ケーブルのワンスパンが1,100メートルぐらいありますので、その前後の中継点からそっくりかえていただくような形になっています。移す電柱は9本。ただ、総延長としましては、その間の前後を合わせまして1,160メートルという区間になりますので、実際の移設する区間の3倍強という形での張りかえの工事になっております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうなると結構工事の期間もかかったりして、それに対して、光ケーブルを使う上での問題とかそういうものは生じないということね、移設に関する。

○委員長（米山 昇君） 白神係長。

○情報政策係長（白神忠広君） そうですね。工事自体は今、既存のケーブルの下へ新しいケーブルをつけまして、1日だけの切りかえで終わります。実際伝送がとまる期間というのは20分程度という形でなっております。よろしくお願ひします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 今の関連で、電柱が9本、これ全部新設でやるんでしょう。これが全部でひっくるめてこの2,520万ですか。

〔「250万」と呼ぶ者あり〕

○委員（名取國土君） 250じゃ、金額違う。252でしょう。その金額的に出るんですか。

○委員長（米山 昇君） 白神係長。

○情報政策係長（白神忠広君） 電柱の移設につきましては、当然電気ですとか電話等がありまして、東電のほうで移設はしていただけます。うちはそのケーブル、光ケーブルの新設と既存の撤去というだけですから、電柱については一切費用のほうはありません。ケーブル張りかえだけの金額になっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） やっぱり説明をそこまでしたほうがいいかもしれない、説明はね。そうでなければ、このくらい出るのかなと思うから、ぜひ一步突っ込んでその辺まで。はい、わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目支所及び出張所費及び第2項徴税費から第3項戸籍住民基本台帳費について一括して説明を求めます。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目支所及び出張所費について説明を求めます。

中込敷島支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） お疲れさまでございます。

補正予算説明書10、11ページをお願いいたします。

敷島支所関係職員の補正について説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、補正前の額2億9,923万円に補正額908万4,000円の減額補正をお願いするものであります。そのうち003敷島支所関係職員費106万7,000円の減額補正でございます。内容につきましては、先ほどの人事課長の説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続いて、大森双葉支所長。

○双葉支所長兼市民課長（大森良子君） お疲れさまでございます。

続きまして、双葉支所関係職員費の補正予算について説明させていただきます。

005双葉支所関係職員費801万7,000円の減額補正でございます。内容につきましては、先ほど人事課長から説明がございました人件費の減額補正でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、徴税費の関係。

斉藤税務課長。

○税務課長（斉藤 積君） それでは、徴税費、1目税務総務費、001税務関係職員費、これにつきましては、税務課、収納課の職員の4月1日の異動及び7月からの給与削減に伴う減額461万2,000円であります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、戸籍住民基本台帳費関係。

清水市民窓口課長。

○市民窓口課長（清水春雄君） 市民窓口課から歳出の補正についてご説明させていただきます。

説明書は、同じく12、13ページでございまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の001戸籍住民の関係職員費につきまして、10万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど人事課長より説明がありましたとおり、人件費の減額でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 委員からの質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第7目支所及び出張所費、第2項徴税费及び第3項戸籍住民基本台帳費の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費から第5項幼稚園費まで一括で当局の説明を求めます。

初めに、第1項教育総務費、第2項小学校費、第1目学校管理費及び第3項中学校費について、教育総務課より説明を求めます。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課の補正予算について説明させていただきます。

先に、補正の前に2点ほど報告させていただきます。

先月の委員会におきまして猪股委員さんからご質問のありました件で、武道館の床にスプリングがついているかどうかにつきまして、竜王武道館につきましては、床下にスプリングつきゴムが施工されていますが、中学校の武道館につきましては、体育館と同じような床の構造でございます。

また、トイレ改修工事で洋式便座の洗浄機付きのコントロール装置の取り付け場所の件ですが、基本的に便座にコントロール装置がついているものを設置しておりますが、トイレのスペースが少ない場合や既に設置してある便器のメーカーに対応する便座がリモコン式しか

ない場合はリモコン式で対応しております。

ご報告につきましては以上で、次に補正の説明をさせていただきます。

それでは、22、23ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2項事務局費、001教育管理関係職員費2,206万4,000円の減額。それから24、25ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費、001小学校関係職員費37万9,000円の増額、それから002小学校関係嘱託・臨時職員費63万円の増額、それから少し飛ばしまして、3項中学校費、1目学校管理費、001中学校関係職員費123万7,000円の減額につきましては、先ほど人事課から説明のあったとおりの人件費の補正となります。

次に、15節工事請負費、007双葉中学校費2,946万円の増額ですが、6月の委員会でも若干説明させていただきましたが、双葉中学校職員室ほか拡張工事につきまして、耐火のための是正工事等の工事追加が発生することによる補正でございます。当初の工事の予算額が3,755万1,000円でしたので、合計で6,701万1,000円になります。工事の予算額につきましては、今年度に県の建設事務所との事前協議で、東校舎と平成15年度に改築いたしました給食配膳室や平成8年度に改築いたしました体育館等の接続部分に耐火の是正工事をしなければならない箇所が指摘されましたので、新たに建築費がかかることになりました。さらに、労務費や諸材料の高騰等により不足額も発生したこともありまして、増額補正をさせていただくものでございます。

また、県の建設事務所との事前協議において、平成8年当時に委託調査いたしました校舎の耐震診断について、再調査の必要があるとの指摘がありまして、再度耐震の計算をし直してもらったところ、結果的には耐震には問題がないということになりましたが、結果が出るまでに日数がかかり、事業におくれが生じておりますが、年度内には完成できるよう県の建設事務所と協議中でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 次に、第2項小学校費、第2目教育振興費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について、学校教育課より説明を求めます。

飯室学校教育課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） ご苦労さまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の24、25ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、011双葉西小学校の10万3,000円の増額につきましては、今年度になってから文部科学省から双葉西小学校のコミュニティスクールの推進への取り組みの実践研究の委託をしてもらえないかというふうな話がございます、その委託事業に係る経費でございます。内訳は、11節需用費が1万9,000円、12節役務費が7,000円、14節使用料及び賃借料が7万7,000円、合計10万3,000円でございます、この財源は全て国から委託費というふうな形でいただけるというふうなことでございます。

続きまして、同じく24、25ページの一番下段になりますけれども、4項学校給食費、1目給食センター費112万8,000円の減額につきましては、さきに人事課で説明しました人件費の補正でございます。

ページをめくっていただきまして、26、27ページの中段、5項幼稚園費、1目幼稚園費の149万3,000円の減額につきましても、人件費の補正でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの双葉中学校の職員室の拡張ということで補正があるんですけども、これについては、当初の設計段階とかそういう段階で、こういった問題については確認をできなかったのかどうなのか、その辺のところはどういう経緯があるのかちょっと説明をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 基本設計を平成23年度に委託いたしました。その中で、この是正部分についてはそのとおり、気がつかなかったという経過でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 気がつかなかったというかね、専門家がやっていることなんで、じゃ、後から気がついた理由というのはどういう過程でそれが気がついたのか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 今年度になりまして建設事務所のほうと協議をいたした中で、その是正部分がやらなければいけないということが確定しました。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで結局あれですよ、これだけの金額をかけて工事をするという事は、設計の委託というか、また新たに設計をして費用がかかるわけですよ。その辺はどうなっていますか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 平成23年度の場合は、あくまで基本設計ということでお願いしていましたので、いずれ実施設計はしなければならないということで予算化しております。24年度に実施設計をしております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 基本的にこういう部分については、所管の責任はなかなか大変だと思いますけれども、やっぱりその過程の中で、後づけみたいな感じで、ほかのところの話はね、竜王中学校の給食室の耐火の問題もあったようなんですが、そういうことも含めて、何かこの事業の正確性というか、そういうものはきちっとやっていかないと、こんなことをやり出したその過程の中でこういう問題が発生しました、また設計変更しましたと、こういうことが余り多くなることはよくないと思うんで、その辺も今後の事業の中で、やっぱりきちっと精査をして取り組むという必要があるじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についてどうですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 我々も勉強不足とかもありますので、今後そういうことのないようにしていきたいと思います。

○委員（内藤久歳君） よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 先ほどと同じところなんですが、双葉中の耐震が危ないかもしれないということでやり直しをして、その結果、問題なかったとおっしゃいましたよね。その建築物の強度をあらわす数値があるじゃないですかね。あれは、それまでは幾つだったのか、この診断をやった結果、幾つだったのか教えてもらえますか。

○委員長（米山 昇君） 早川係長。

○施設係長（早川英彦君） ただいまの質問ですけれども、当初数値が I s 値という数字で 0.86という数字を報告をいただいております、見直しをした結果、基準であります0.7以上をクリアすれば大丈夫ということで、同等の数字をいただいております。お願いします。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 同等の数字ということは、0.86だったということですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 0.7を超えていることは間違いないんですが、今手元に数字がありませんので。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第1項教育総務費から第5項幼稚園費までの審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第6項社会教育費から第7項保健体育費まで一括で当局の説明を求めます。

初めに、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費及び第2目公民館費について、生涯学習文化課より説明をお願いします。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

6項社会教育費のうち1目社会教育総務費について説明いたします。予算額8,900万4,000円に対し、704万8,000円の減額補正をお願いするものであります。内容につきましては、4月の人事異動によるものと7月からの給与の減額、また、人事課より説明がありまし

たが、原課で任用していた嘱託職員1名の臨時職員に雇用ということで、減額になりました。

2目公民館費については、予算額8,290万5,000円に対し、554万3,000円の増額補正をお願いいたします。内容につきましては、4月の人事異動、また竜王北部公民館に職員が配置され1名増と、7月からの給与の減額でございます。

以上、1目、2目とも人件費の補正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 続いて、第5目図書館費についてお願いします。

湯本図書館長。

○図書館長（湯本和仁君） お疲れさまです。

補正予算説明書の26ページから29ページとなります。

第5目図書館費の補正であります。補正前の額1億6,721万5,000円より35万1,000円の減額補正をお願いするものであります。内容につきましては、先ほど人事課長が説明したとおり、人件費の補正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、第7項保健体育費について、スポーツ振興課より説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ご苦労さまです。

続きまして、スポーツ振興課関係の補正予算につきまして説明をいたします。

補正予算説明書の28ページ、29ページになります。よろしくお願いいたします。

第10款教育費、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費、001保健体育職員費につきまして、234万9,000円の減額補正をお願いするものであります。内容につきましては、先ほど人事課長の説明のとおりでございますけれども、職員2名の異動分と7月からの給与削減分でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第6項社会教育費から第7項保健体育費までの審査を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

企画財政課にかかわります補正のほうをご説明させていただきたいと思います。

補正予算の説明書28ページ、29ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金への積み立てにつきましては、このたびの補正に伴います歳入歳出の差引額3,664万3,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金でございますが、現時点で見積もりますと24億1,937万5,000円ということで、標準財政規模に対しまして15.7%の保有額ということになっております。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第13款諸支出金、第1項基金費の審査を終了します。

以上で歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について審査を行います。

第14款国庫支出金から第20款諸収入まで一括で説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、引き続きまして、歳入のほうを一括ご説明をさせていただきますと思います。

一般会計の補正予算額4,349万円につきまして、財源となる歳入予算についてでございます。

予算の説明書の6ページ、7ページのほうをお開きいただきしたいと思います。

初めに、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金33万4,000円につきましては、高等技能訓練促進費等の事業におきまして、母子家庭自立支援に係ります給付金、その給付に対しまして、県から示されます調整率を乗じた額の4分の3に当たります国庫補助金であります。

続きまして、7目土木費の国庫補助金、1節の土木費の補助金150万円につきましては、木造住宅耐震改修設計、これは6戸、それと木造の耐震改修、これが5戸、これに対しまして住宅建築物の耐震改修等の補助金2分の1、まずこれが60万円、社会資本整備の交付金が4分の1で90万円、この合計額を収入するものでございます。

次に、3項の委託金、9目の教育費委託金、1節の学校費委託金10万3,000円につきましては、先ほど説明ございました双葉小学校で実施されておりますコミュニティスクールの委託金、これは10分の10での収入でございます。この委託につきましましては、地域と学校の連携を図るために学校支援組織の機能、それから地域と学校の役割分担、これらを明確にするための実践研究を行っていくというための委託事業でございます。

続きまして、15款県支出金でございます。2項の県補助金、2目の民生費補助金、2節の児童福祉費補助金につきましては、先ほど国庫もございましたが、高等技能訓練の促進費の事業、母子家庭の自立支援、この給付金の国庫補助金を除きました額の4分の3、119万9,000円を県の補助金として収入するものでございます。

5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金でございますが、これにつきましては、農地・水・環境保全向上活動推進交付金、これ1万6,000円となります。この直接支払いの

交付金で交付申請者を当初3人で計上しておりましたが、1人ふえたことによります増額補正ということで、交付金の2分の1に当たる県の補助金を収入するものでございます。

続きまして、山梨農業ルネサンス総合支援事業補助金151万2,000円につきましては、竜王赤坂地区の活性化協議会が取り組んでおりますサツマイモ栽培に対する補助金で、事業費の2分の1に当たる県の補助金を収入するものでございます。今後のサツマイモ栽培におきまして、特に安納芋の産地化に向けまして、栽培農家の高齢化に対応するために県の補助金を活用するというので、機械化に向けた取り組みを行うための補助金でございます。

7目の土木費の県補助金、1節の土木費補助金でございますが、これにつきましても、国庫のほうでもございましたが、緊急木造住宅の「わが家の耐震化」支援事業の補助金ということで、耐震改修5戸に対します2分の1の県補助金180万円を収入するものでございます。木造住宅の耐震改修設計の支援事業の補助金につきましては、耐震改修設計6戸に対します県の補助金4分の1で30万円を収入するものでございます。

17款の寄附金、1項の寄附金、7目の土木寄附金、1節都市計画費寄附金につきましては、ユニ株式会社からの寄附金で、市道双田線照明灯の設置に係ります寄附収入でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

18款の繰入金、2項の特別会計の繰入金、3目の介護保険特別会計繰入金1,187万5,000円につきましては、平成24年度の介護給付費等の確定に伴います特別会計からの繰り入れでございます。一般会計の給付費の負担割合は12.5%となっておりますので、その分の繰り入れを行うものでございます。

10目の介護サービス会計繰入金135万5,000円につきましては、同じく平成24年度の事業決算に伴います精算金を介護サービスのほうから一般会計に繰り入れするものでございます。

続きまして、20款の諸収入、5項の雑入でございます。1目雑入、1節総務費雑入につきましては、広域営農団体農道整備事業、茅ヶ岳の東部地区の広域農道の取り付け道路の工事に伴います光ケーブルの移設工事費を県から補償金として収入する252万円でございます。

2節の衛生費の収入につきましては、指定ごみ袋の数量が伸びているということで、製造数量を増加することに伴いまして、ごみ袋の売り払いの収入を41万4,000円増額するものでございます。ごみ袋の種類につきましては、大筒、それからUの字、小筒、不燃物の大筒という4種類を作成する予定でございます。

3目の過年度収入、2節の児童福祉費の負担金過年度収入につきましては、平成24年度

の児童手当の国庫負担金の生産分1,556万2,000円を収入するところでございます。

以上で一般会計の歳入についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

歳入歳出全て終わりましたので、これより議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

本補正につきましては、6月の議会で問題になりました市長、副市長、教育長及び職員の給与の臨時特例に関する条例制定にかかわりまして、今回補正はこれが主要な理由になった減額になっています。条例の内容については時間の関係で省きますけれども、基本的には共産党はこの補正予算については反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ご着席ください。

起立多数でございます。

したがって、議案第49号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、追加議案集1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件につきましてご説明申し上げます。

この契約の内容につきましては、契約の目的といたしまして、敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事でございます。契約の方法につきましては一般競争入札による契約で執行いたしました。契約の金額でございますが、2億9,169万円でございます。契約の相手方につきましては、山梨県甲府市大和町1番54号、藤島建設・渡辺建設興業敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事共同企業体、代表者藤島秀仁氏でございます。

提案の理由につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の入札の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

追加定例市議会資料のほうをごらんいただきたいと思います。

資料の1ページでございます。

今回の入札につきましては、事後審査型条件付一般競争により執行したものでございまして、入札の公告につきましては、平成25年8月12日に行い、入札の参加受付期間を公告の日から8月22日までの11日間といたしたところでございます。入札につきましては8月29日に執行し、審査後の9月2日に仮契約を締結したところでございます。

今回の入札の参加条件でございますが、2者による特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員につきましては、中北建設事務所管内に本店を有します建築の経営審査点数が800点以上といたしました。構成員につきましては、甲斐市内に本店を有し、建築の経営審査点数が600点以上という参加条件によりまして、入札の公告を行ったところでございます。

入札に参加いたしました共同企業体、JVでございますが、表の右の欄にございます、応札者とありますが、日経工業・樋川建築JV、藤島建設・渡辺建設興業JV、三井建設工業・中込建設JV、この3者が応札をいたしました。この結果、予定価格2億8,070万円に対しまして、藤島建設・渡辺建設興業JVが2億7,780万円で落札をし、落札率につきましては99%でございます。契約額につきましては2億9,169万円となったものでございます。工期につきましては、平成26年3月17日となっております。

なお、参考といたしまして、下の表でございますが、敷島保育園・敷島子育てひろばの電気設備工事及び機械設備工事の入札経過につきましてお示しをさせていただいておりますが、建築主体工事と同日に入札を執行したものでございまして、入札参加条件につきましては、建築主体工事と同様、2者による特定建設工事共同企業体の形態によりまして行ったところでございます。

電気設備工事につきましては、応札者は右の欄にございますように3つのJVが応札をいたしまして、契約金額4,504万5,000円、落札率95.1%で、落札者につきましては深澤電工・笠原電工JVでございました。

また、機械設備工事につきましては、やはり右の欄にございますが、3つのJVで応札をいたしまして、契約金額5,607万円、落札率94.8%でございまして、レイコー・山口設備JVが落札をしたところでございます。

電気、機械それぞれの工事につきましては、9月2日に契約を締結いたしまして、工期につきましては、建築工事と同様、平成26年3月17日の工期となっております。

以上で議案第59号につきましての説明を終わりたいと思います。よろしく願いをしたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、この契約の件ですね、主体工事の関係ですけれども、落札率が99%で非常に高いイメージなんですね。この3者JVがあつて、あとの他の2者の入札率というのはいかがなものでしたか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） 落札率でございますが、先ほど言いましたように、仮契約を締結いたしました藤島建設・渡辺建設興業につきましては、先ほど説明いたしましたように99%でございます。その他の2者につきましては、99.2%、99.6%という状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 予定価格が厳しい面、落札率も高いということはわかるのかなという気がしますけれども、過去、この件について、入札の関係で落札率が99%を超したという事例が甲斐市ではございますか。建設に当たって、建築に当たって。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） 今ご質問でございますように、建築自体につきましては、過去の経過等を見ますと落札率が高い数字は出ているという状況でございます。過去に一番高い落札率がございます。平成21年に入札を執行いたしました甲斐市役所竜王庁舎建築工事の主体工事でございますが、こちらが99.24%、これが建築では一番高い落札率でございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 直近といたら、この最近ですね、中央保育園を初め竜王中央保育園ですか、そして竜王東保育園、この2つの建設があつたんですけれども、この関係の落札というのはどの程度だったんですかね。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） お答えをしたいと思います。

竜王中央保育園でございますが、平成23年10月に入札を行いましたけれども、この段階

では98.16%でございました。東保育園につきましては、平成24年8月に入札を執行いたしまして、97.57%という状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 今、課長の説明では、建築に当たっては、やはり高い率だと、落札率がね。内容は、土木とはまた違う面があるのではないかなと思いますけれども、こういう形で高い落札率、説明を聞けば、参考でしか聞けないけれども、これに関して当局はどのように感じていますか。その辺はいかがですか。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） 入札でございますので、当然入札参加された方が金額等提示をされるわけでございますが、市のほうといたしまして、入札におきましては当然入札書とあわせまして内訳書というものを提出していただいております。今回のこの敷島保育園の内訳書を設計書と比較をいたしますと、建築資材等の変動による理由だとは思いますが、建築主体の直接工事費がうちのほうの設計金額と比べまして大分高いという状況でございます。これにつきましては、予定価格は公表しているという状況でございますので、当然入札された企業さんの皆さんにつきましては、共通仮設費、あるいは一般管理費等の諸経費でかなり努力をした経過が見られるのかなという状況でございますので、そういう状況の中で落札率が高くなったのではないかなと想定をされるところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 今の課長の説明で、おっつけてもらったのはわかるんだけど、現実にはね、これ事後公表でやったら、もしかするとみんな失格したかもしれないという懸念もあるんだけど、どうですか。

○委員長（米山 昇君） 今村課長。

○総務課長（今村親弘君） そうですね。基本的に入札につきましては、工事につきましては当然事前公表をした中で執行をしているという経過でございまして、事後公表の場合、もし落札者がいない場合については、当然不調になりまして、再度見直しをした中で入札をするような形になろうかと思っております。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 中央保育園のときにも設計ミスだのどうのこうのという問題があったわけだね。それでこの99.何%も行くということは、明らかに予定価格の設定にちょっと

無理があるんじゃないだろうかという可能性を私は思います。

だから、やっぱり再三言っているように、予定価格の設定のときに十分な注意と配慮が要るなということが1つ。それと、資材が高騰している、あるいは人手不足が生じているという、こういう実態の中で、これまた6カ月しか工期がなくなっていると。それも9月半ばに起工式をやったの正味で言うと恐らく5カ月ぐらいしかないんじゃないかということになると、もう発注の時期のことももっとしっかり吟味して早く発注するということは再三言っているんだから、できるだけスピーディーにやってもらいたいというふうに、今後も北、西というふうにあるわけなもので、その辺のことも考慮して、ぜひともそんなふう要望します。お願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 敷島保育園・敷島子育てひろば建築主体工事請負契約締結の件は

原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 零時 59分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、今定例会初日に付託されました請願について審査を行います。

初めに、請願第25－2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題とします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

池神議員。

○議員（池神哲子君） どうもお忙しい時間、午後の時間、ありがとうございます。では、スムーズに通りますようよろしくお願いいたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でございます。

請願人、甲斐市PTA協議会副会長、伊藤浩、甲斐市公立小中学校長会会長、新海賢一、甲斐市公立小中学校教頭会会長、秋山均、山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、米山隆男、紹介議員、甲斐市市議会議員、池神哲子であります。

では、請願の趣旨を説明させていただきます。

一つ、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

一つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

一つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、請願事項であります。

請願理由をかいつまんで述べさせていただきます。

2013年度の教育予算が成立し、2011年義務標準法が改正されました。小学校1年生の基

礎定数化が図られたものの、今年度も小学校2年については加配措置のままとどまっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要であります。

特に日本は、OECDの諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教職員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童・生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。

このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。甲斐市においても、創甲斐教育を市政教育の基本に据え、甲斐市全体でこれからの未来を担う子供たちの育成及び学校教育環境の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECDの加盟国28カ国の中で、日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出からの雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、ぜひとも甲斐市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2014年度政府の予算編成において、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

ぜひ採択していただきますようお願いして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） この請願事項には30人以下学級とすることとあって、請願理由のほうには35人以下の学級を着実な実行が必要だとうたわれているんですけども、この定数の差は何か意味があるんですかね、こういう違いというのは。30人と35人。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 30人以下学級実現というのはもう生来からずっと行われておりましたけれども、場合によっては35人以下でもできればやれるということで、40人制度として30人、35人が決まっていなくて、定数は大事ですので、40人学級というのが出てきちゃうわけです。それで、35人でもというようなこともここできているわけです。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） あと1点お願いしたいんですけども、この請願理由の中に甲斐市創甲斐教育というものがうたわれているんですけども、この甲斐市の今現況というのは、学校関係のクラスの人数というのはどんな今状況かわかりますか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 地域によって随分、大都会と違って自然減でもって30人以下学級になっているクラスは多いです。しかし、今のところ小学校2年生、それから中学3年までの編制の中で、35人、あるいは40人近くになっているところも出てきています。それは、詳しくは、何年何組とまではちょっと調べていないんですけども、もし必要でしたら終わった後調べさせていただきますけれども、結局、甲斐市においても出ているということです。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 小学校の低学年は30人以下を今進めていますよね。その1年生だけが30人以下なのか、3年生までが30人以下なのか、その辺はいかがですか。1年生だけが今30人以下で構成されているという解釈でいいのか。今、甲斐市の状況が、例えば3年生以下の場合には30人学級、それで3年生以上の場合には今35人以上のクラスもありますよという解釈で。

○議員（池神哲子君） はい、そうです。

○委員（猪股尚彦君） そういう解釈ですか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） その解釈でよろしいです。1年生においては今のところ。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この請願趣旨の中で、これは当然学級数を減らすということは、要はクラスがふえるわけですね。人数を減らすということはクラスがふえる。ということは、教員も当然ふやさないと低人数学級はできないわけです、必然的に。そういった部分において、この中には、去年もたしか言ったと思うんですけども、その趣旨の中に教員の増員も含めて、やっぱり要望していかないと、これセットですね。学級数がふえるのには先生がいなければだめだということもセットでもって趣旨の中に入れておかないと、この請願に関しては整合性がなくなってしまうんじゃないかなと。だから、そういうものも一体で要望すべきじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 内藤委員のおっしゃるとおりであります。

とりあえず、今、先生はいろんな面で過剰であるんですけども、それでも子供たちの数を少なくすることによって一人一人に本当にきめ細かく見てあげられるということが前提でありますので、とにかく子供たちの数を減らしながら、それに見合ったように教員もふやしていくというのは次の段階かなというふうに思っていますけれども、今後それについては大変いいご意見でございますので、この請願趣旨の中に、こういう回答がありましたのでお願いいたしますということを伝えていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ぜひそういうことも含めて、これを紹介する立場の中で、やっぱりそういう総体的な部分も含めてやってもらえばよかったかなと思いますので、ぜひまたそういうことも請願者のほうに伝えていただいて、思いを一つにしてこういうものを出していかないと意味がないと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） ちょっとお聞きしたいんですけども、この請願はもう何年も同じことを繰り返していますよね。池神議員は、この請願が要するに通らないというか、こういうものが改善されていないから、こういう請願を毎年毎年出すわけですね。なぜこういう

ものが通らないと考えていますか。もう同じこの文言で、かなりもう、僕がもう議員になったころからこれたしかやっていますよね。もう、だから七、八年ぐらいになるわけですよね。何かその辺の理由はあるんですか。これが取り上げられない理由というのが。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 有泉委員のとおりで、私も本当にそう思っています。ほかからも、一体いつまでやっているんだみたいなことも言われたりするくらい、いつも30人学級、30人学級ということでやってきているわけです。状態としては、少しずつは改善はされているんですけども、まだ全体的には教員の数も少ないし、28人学級なんていうところも出てはきているんですけども、逆に制度として改正されていないので、40人のところもあって、それがすごく残念ではあるんですけども、やっぱりずっと国の文科省がそれにちゃんと本腰を上げて人数をちゃんとやっていただかない限り、これは続けていかなければならないのかなというふうに思うんですけども、まだ制度として改正されていないわけです。少しずつは進んではいるんですけども。でも、そういうことでずっと続けるしかないのかなということで、こういう請願の依頼人からも出てきているわけであります。

回答になったでしょうか、すみません。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういう意味からも、やっぱり請願事項みたいなものも検討しなければならないような僕は気がするんですよ。その30人学級も含めて、先ほど内藤委員が言われた教員の話もですね。だから、そういうところはかなり抵抗があるような気がするんですよね。だから、僕はこの中の、請願理由の中の最後の部分、後段で言っている将来を担い、社会の基礎づくりにつながると、これは本当にもっともな話なんですけれどもね。そういう部分もありますけれども、もっと検討しなければならない部分も僕は多々あるような気がするんです。だから、それで池神さんにちょっとお聞きしたんですけれどもね。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 今のご意見どおりだと思います。社会の状況が大変、子供たちにとっての環境は決してよくはなっていないなという、いろんな犯罪というか、そういうものもふえてきております。そういう中であって、もちろん暴力行為、不登校、いじめ、そのような問題が依然としてふえてはいて、解決されていない状況の中では、もっときめ細かく担当が見てあげたり、でも、1日休んだらすぐに電話して、2日休んだらもう訪問すると。先生の今はとてもいろんな重荷というか、あれもこれもということで大変な状況ではあります。で

も、やはり子供の人数が少しでも減ることによって、もっともっと見てあげられるのかなということも出てきていますので、そういうことで、これがずっと続けられて請願されているのかなと思うんですけども、国の段階ではまだ直っていないので、地方から声を上げていくということが大切になっていくのかなというふうに思っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 私もね、先ほど有泉委員が言ったように、毎回こう聞いて、見ていますけれども、やっぱり30人以下とか、教育というのは人数が減れば先生も行き渡るし、いいとは思いますが。だけれども、そこまでいくには、いろいろなことが、さっき言ったように教員の問題もあるし、教員が1人ふえれば財政の面もあるしということで。そういうことの基本的なことをやって、ある程度の確信を持った上で、今度は30人学級にする番だというようなものでね、やっぱり。提出して話をしていくしかないと思うんだよね。

それで、ここにあるOECDの加盟国が28カ国のうちの一番最下位となっていると言ったけれども、これは人数学級で最下位ということですか。いろいろな面で最下位なんですか。そのところはどうか。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 教育予算が主にです。OECDの中で、日本が最下位になっているというのは、教育費の割合ですね、GDPに対する。だから、もっと教育のほうにお金をかけてほしいということの要求でもあるわけです。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） その予算の関係だったら、予算の関係とかというのを付け加えて話をしてもらえばわかるんですけども、何か最下位と言え、聞いたほうもね、日本はこんな程度のものかというだけども。海外の人たちからすれば、日本はすばらしいという話も聞いているんですよ。だからね、僕は、やっぱりこれも、今言ったように、30人学級にすればクラスがふえるし、幾つふえるかわからんけれども、そういうものを対応とかそういうものもちゃんと話をここへ入れてやる必要があるかと思うんですよ。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） おっしゃるとおりだと思うんですね。GDPというのはかなり上がってはいるんですけども、皆さんのその総生産というのは。けれども、教育費への割合がOECDに比べて28カ国の中で日本は、教育予算については最下位であると。もう少し教育

にお金を使ったださいよと、そういうことだと思っんですけども、一応最下位になってしまっているという点ではとても残念なことだと思っんですけども、そんなようなことがあるわけです。これも、やはり大切な指摘かなと思っっています。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして、紹介議員に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいま出されております請願に対する各委員の意見をそれぞれお聞きして、総務教育常任委員会としてのまとめをしていきたいと思っておりますので、委員からそれぞれご発言を、ご意見をお伺いしたいと思っております。

最初に、斉藤副委員長から順次お願いします。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 国の数年前の財政上の問題で、三位一体改革で国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられた。だから、30人学級、35人学級という方向も進まなくなってきたというのが現状のような気がしますので、内容的に見ても、地方自治体の財政の圧迫をされているという部分の解決もひっくるめた上で、これは採択すべきことだろうと思っしますので、私は採択していただきたいなというふうに思っます。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございました。

では、続きまして、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 先ほども言っましたように、これはもうかなりの年月をかけてこういう請願をしているわけですが、この30人学級も含めて、もう一度僕はこの請願自体を、内容をですね、内容というか、皆さんで議論して、僕はしていくべきだと思っんです。いろいろな多分、この今、先ほど言ったOECDの中の、これは反論するわけじゃないんですがね、GDPに占める教育費の割合というのは、これはあくまでも割合ですからね。絶対的な金額なんていうのは、GDPがでかければ、これはかなり教育費としては日本でもかなりつぎ込んでいるはずなんですよ。だから、割合ということになると最下位かもしれないけれども、絶対量というか、絶対数から言っると、かなり上のほうだと思っんですよ、日本は。だから、そういうようなことも含めて、こういう30人学級も、いろいろ今、甲斐市なんかでも30人学級になっているところも現実にはあるんですよ、もう自然減でですね。だから、

全国を見ると、多分そういうようなところが結構ふえているようなところもあるんじゃないかと思うんです。

だから、そういうふうなことも含めながら、もう1回、もう一度検討したほうが僕は、皆さんで議論して請願するなり、そういう方向に行くべきだと思いますので、継続審査ということでお願いしたいです。

○委員長（米山 昇君） わかりました。ありがとうございました。

続きまして、松井委員。

○委員（松井 豊君） 私は採択すべきだと思います。OECD中最下位というこのケースは、非常に特異なケースです。日本ではほかにもこういう最下位がありますけれども、それについては触れませんが、国の予算とか財政のバランスからすると、最も貧弱と言わざるを得ませんので、ぜひ採択をすべきだと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございました。

続きまして、名取委員。

○委員（名取國士君） 私は、先ほども言ったんですけれども、総体的にまだまだ中を議論することがあると思うので、継続とします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございました。

では、続きまして、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この趣旨を全体と見る中で、今、各委員が申し上げた部分も当然理解できるわけですが、総体的な趣旨の中では採択をして意見書を出すべきだというふうに思いますので、採択をしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございました。

続きまして、猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 先ほど来、各委員さんから出ている財政面ですね。それを考えると、国庫負担が3分の1に減ったということで、要は30人学級を進めるには、やはり経費がかかってくると、財政がかかるということを考えると、やっぱりこれが基本であって、この請願の内容にありますとおり、国庫負担割合を2分の1に戻す、それからスタートするべきことですから、私は採択すべきだと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございました。

それぞれご意見をいただきました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時29分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、お諮りをいたしますが、請願第25－2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について採決をいたしますが、本請願は起立により採決をいたします。

本請願について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） どうぞお座りください。

起立少数でございます。

お二人でございますので、よって、本請願は継続審査としないことに決定をいたします。

次に、お諮りをいたしたいと思いますが、本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） お座りください。

起立多数。4名でございますので、起立多数でございます。

よって、本請願は採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○委員長（米山 昇君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は、関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、これより意見書の案について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）について、朗読説明をさせていただきます。

平成25年度の政府予算が成立しました。平成23年に義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置に留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

山梨県でも、「個性を活かし、生きる力をはぐくむ『やまなし』人づくり」を山梨県政教育の基本に据え、はぐくみプランの拡大など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28か国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就

業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、是非とも、次の事項を実施するよう要望します。

1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並のゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

この以下が昨年委員会で審議されまして追加になって、甲斐市独自、向こうから来たものに追加して昨年も送ったものです。「また、少人数教育の推進を中心とする教職員定数の改善を図ること」の部分でございます。

2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

3 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日、こちらは本会議最終日になります。山梨県甲斐市議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ただいま事務局より意見書案について説明が終わりました。

この意見書案について、修正箇所等ございましたらご意見を伺いたいと思います。

いかがですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、この意見書の案でいきたいと思っております。

それでは、意見書案の協議を終了いたします。

なお、構成委員の皆さんは、後ほど意見書へ署名をお願いいたしたいと思っております。

〔「どうも貴重な時間をありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 次に、請願第25－3号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願を議題とします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いします。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 大変貴重な時間をいただきまして、取調べの可視化の速やかな実現を求める請願についてのご審議の時間をいただき、ありがとうございます。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。お手元に資料がございますので、見ていただきたいと思います。

取調べ可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願。

平成25年8月28日、甲斐市議会議長、藤原正夫殿。

請願者、山梨県甲府市中央1丁目8番7号、連絡先、055-235-7202、山梨県弁護士会会長、東條正人。

紹介議員は、私、樋泉明広並びに松井豊でございます。

第1 請願趣旨

1 2009年（平成21年）5月に、市民が刑事裁判手続に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始されました。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されています。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要があります。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければなりません。

2 このような見地から、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものであります。

なぜなら、取調べをすべて録画することで、①暴行・脅迫、偽計・利益誘導などを使ったひどい取調べがなくなります。「認めないと出られないようにしてやる」、「家族も捕まえることになる」、「証拠がないのに「証拠があがっている」、共犯者が認めていないにもかかわらず「他の奴らは罪を認めている」などの嘘を用いた取調べ、「認めれば早く出してやる」「認めれば執行猶予にしてやる」などの利益誘導は現在でも多々ありますが、このような取調べがしづらくなります。②取調べで話した内容がそのまま正確に記録されます。現在の供述調書は取調官の作文だとよく言われております。後で被告人からそんなこと言ってないというように主張されたりしますが、そういう争いがなくなります。③裁判で取調べ状況について判断することが容易になります。被告人と取調官のどちらが嘘を言っているのか明らかになります。④裁判員裁判の円滑な実現のためにも必要不可欠であります。裁判員が、供述が被告人の任意になされたものであるのか、何らかの外部的要素（暴行、脅迫、利益誘導など）の影響によってなされたものなのかを容易に判断できるからです。また、録画され

た映像から、影響を与えられた外部的要素が明白とまで言えなくても、供述調書には現れていなかった自白内容の変遷や、否認から自白に転ずる理由なども窺い知ることとなり、裁判員の判断に資することは明らかだからです。

そして、このような全面的録画は、決して被疑者・被告人側の利益だけではなく、捜査機関側にとってもメリットがあります。すなわち、全部を録画することで取調べが適正であることを示すことができること、取調官の上司が取調べ内容をチェックすることができること、取調べ技術の研究に活用することができ、その高度化につながることなどです。

具体的にどのように運用されるかについては、取調べのすべてを録画した後、起訴後それを検察官が証拠として提出する場合に、弁護人や被告人がそれらのDVDを見て検証することで、不当な取調べがなされていないかをチェックでき、裁判になったときに、不当な取調べがあればそれを裁判上主張できることとなります。

3 取調べの可視化は、以上のように、密室での取調べに伴って、発生しやすい捜査官の暴行・脅迫、利益誘導などによる自白強要を予防する効果が認められ、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たないえん罪の防止にも不可欠なものであります。「無辜の民を罰してはならない」とは近代刑事法の一大原則です。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部又は一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされていますが、捜査官が任意に行う、一部分のみの録画では、公正さを欠く恣意的な運用であるとの非難を免れない状況にあります。

既に裁判員裁判が実施されて3年以上を経過していることに鑑みても、取調べの全過程の録画を速やかに開始し、取調べの可視化を実現しなければならないものであります。

4 以上のとおり、取調べの可視化は喫緊の課題として実現すべきものであります。そして、地方自治法99条によれば、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができます。ここに「公益」とは社会公共の利益をいうとされ、仮に取調べの全可視化が実現されなければ、甲斐市民が一般に冤罪被害により処罰される可能性があり、これはまさに公益に関する事項であると考えられます。したがって当会は貴議会に請願をする次第です。

私たちは、甲斐市議会において、地方自治法第99条の規定に基づき、請願の趣旨による意見書を採択し、関係機関に提出していただきたく請願するものであります。

第2 請願項目

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣に対し、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を速やかに実現させるために意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上でございます。どうぞ慎重なご審議をいただきまして、ご採決いただきますようお願いをし、報告といたします。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

それでは、これより内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） なお、「取調べの可視化で変えよう、刑事司法！」という、こういうパンフレットが行っていると思いますので、これもご参考をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 樋泉議員に、前回のこの可視化の問題の請願の請願文の内容と、今回この弁護士会のほうで上げてきて紹介議員になられた文面、あるいは趣旨の内容にほとんど変わりはないわけなんだけれども、現実的にはかなり、請願文ではない、趣旨書か、読んでも、大分表現が違うというように感じるんですけども、その辺はどんなふうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 1つは、取り調べ全過程の可視化ということで、ストレートにこの前は出されているということです。それからもう一つは、可視化法が2008年6月と2009年4月の2回、参議院で民主、共産、社民の賛成で可決されて、衆議院では廃案になったということが盛られているということ。新しいほうではですね、後段のほうで出されておりますが、議会のあり方について、公益とは何かと。議会は、社会公共の利益という点では非常に重要であるということが追加をされていると。

この文面については、若干異論はあろうかと思いますが、そういうことで前回の趣旨の中身との相違ですかね、そんなところがあります。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 私は、全過程の可視化ということと、取り調べ過程の全録画というこ

とは、意味が違うかなというふうに前回の請願の後いろいろな方にお話を伺ったら、やはり前の請願文と今回の分と、多少意味合いが違うというふうに受け取っている方が、司法側というか、警察側のほうの意見で私伺っているんですけども、その辺は前回と今回と、請願議員としてはどんなふうに思いますか。

○委員長（米山 昇君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 取り調べの全過程の可視化、括弧して録画とありますけれども、こちらのほうは。録画、前回の趣旨の中に、「取調べ状況を録画したDVDにより」とか、そういう表現で補ってあるんですね。大体中身は同じ中身であるというふうに私は解釈をしております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 議員に対する質問がなければ、以上をもちまして、紹介議員に対する質疑は終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、これより内容等について、また各委員さん方から請願についてのご意見を伺って、総務教育常任委員会としてのこの請願に対する取りまとめをしまいたいと思っておりますので、順次、また先ほどと同じように伺いいたします。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 今言ったような内容で、私もあの後、警察のOB、現職のマル暴の警察官ともいろいろお話ししました。そんな中で、全過程の録画ということは、ほとんど既に行われている状態であるということもひっくるめて、以前の取り調べの全過程の可視化という表現と、取り調べの全過程の録画という表現では、若干ニュアンス的に違いがあるということなので、前は継続審議ということで、私、そちらのほうにさせてもらったわけですけども、今回は採択する方向で検討したいなというふうに思います。

それで、採択ということでお願いできましたら、お願いします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今回もこの請願趣旨等、今朗読してもらって、これはやっぱり弁護士さんですね、請願しているのはね。何か弁護士の立場でというような、非常に強くするんですね。裁判は市民にとってわかりやすいものである必要があるというようなことも含めて。これ、わかりやすいというのは、何か検察とかそういう司法の向こう側、裁判官が悪

いかたというような意味にもとれますし、一般市民からすると、中には弁護士だって変な弁護士いるんじゃないかというように感じている人がかなりいると思うんですよ。だから、結構弁護士の立場でやられているんだと。

それで、これを読んでいると、可視化をしなければ冤罪はなくなるんだみたいなニュアンスがあるんじゃないですか。可視化をしなくも、僕は、冤罪というのはね、可視化を今、これを読むとかなり冤罪があるようにとられがちですが、冤罪なんていうのは本当に何万分の1ぐらいの、全体の件数からいうと、だと僕は思うんですよ。やっぱり弁護士の立場からじゃなくて、取り調べる検察とか警察の立場の話も僕は聞かなければいけないと思うんです。

そういう意味で、僕は継続ということをお願いします。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、松井委員。

○委員（松井 豊君） 当然紹介議員ですから、採択でお願いしたいと思います。

ただ2点、ちょっと追加したいんですけども、これは既に長い間論議もされてきましたし、国会でも提案がされる方向でやられています。

もう一つ、以前ちょっと触れたんですが、本件の事例で正職員がかかった問題で、当て逃げの死亡を目撃して届け出たところ、本人が犯人にされてしまったということで、今裁判が続いていますけれども、いろいろ話を聞いてみますと、何だ、犯罪者というのはつくるのかいという印象を非常に受けたもんです。この問題も、やはりきちんと可視化が、録画です。必要だということで強調したいと思います。

○委員長（米山 昇君） 採択ですね。

続きまして、名取委員。

○委員（名取國土君） 私は、前の請願文と今回は、やっぱり中身が違ってきていると思うんですよ。今回は弁護士のほうの出していることだから、何かやわらかいという感じなんで、弁護士側にとって有利なような請願と受けとめられます、僕は。

これね、前回もそうだったんだけど、弁護士さんがこの請願を依頼したときに、やっぱり会派の人たちでも、議長、副議長も出てほしかった。これ聞いてもらいたかったんですよ。その場である程度の議論はできたんですよ。そうするとみんながやっぱり、それでも納得できたと思うんですよ。これ、似ているようだけれども、これは違うんです、弁護士のやつはね。

やっぱり先ほども話が出たんだけど、確かに可視化、録画していれば、そういう冤罪は防げると言えばそれまでなんだけれども、私は、この可視化の問題はまだいろいろ議

論すべきことがあると思うんですよ。そして、はっきり言って、弁護士さんの仕事をつくってやるようなもんだという人もあるしね、検察側のこともはっきり聞いて、こうだということも聞いたほうがいいということと、それから昔、昭和30年ごろのあのころの取り調べとはえらい違うと。あのころは頭の毛を引っ張った、ひっぱたかれたなんて平気だった。今はね、そこまでしないんだということも聞いていますんでね。

私は、もう1回このね、22人の議員さんの中でも、こういうことを議論してやりたいという人も、話したらいるんですよ、やっぱり。私としては、今回またこれをもう一度継続ということでしていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、
内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件については、さかのぼればかなり前から、前々議会ですかね、その辺から可視化ということで請願が何回か出されていて、今回も前回も、この委員会で採択というような方向でいったんですけれども、否決をされたという経過があって。非常にこの審査過程の中で納得いかない部分もあるわけですが、そうはいっても、この問題に関してはさまざまな意見があります。そして、これは、ここの説明書にも書いてあるように、冤罪をなくそうというふうに非常に偏っている部分があって、これは前回のときも私も言ったんですが、やっぱり被害者側のそういった部分も配慮してやってくれという趣旨でこの前も言ったんですけれども。基本的には、こういう可視化というものは法律化して、中身はともあれ進めていくべきだという判断の中で前回もやってきました。

したがって、今回も、その過程の中には私も問題、異論があるわけですが、可視化という趣旨、中身はそれぞれの微妙に違う部分もあるかと思いますが、要はその調べをオープンにしてわかりやすく取り調べをするというふうな単純なとか、簡単なそういう考えの中で、必要ではないかなという結論に私自身は達しました。そういう意味において、採択をして意見書を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 最後に、猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 前回の議会の定例会ですか、あのときの請願と同じく、私は取り調べる側のこの可視化に対する必要性もあるという判断で、前回も採択をしましたから、今回も同様、採択でお願いしたい。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時03分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願第25－3号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願について採決をしたいと思います。

最初に、お諮りいたします。本請願は継続審査とすることに賛成の方のご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） ありがとうございます。

賛成者2名ということで、少数でございますので、本請願は継続審査としないことに決定をいたしました。

続いて、お諮りをいたします。本請願を採決いたしますが、採択とすることに賛成の委員の皆さんのご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（米山 昇君） 賛成者4名でございます。賛成者多数でございますので、本請願につきましては採択とすることに決定をいたします。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は、関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、これ

より意見書案について協議をいたします。

この意見書案は請願人から案として出されてきておるものでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、取調べ可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める意見書（案）について朗読説明をさせていただきます。

平成21年5月に、市民が刑事裁判手続に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始されました。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されています。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要があります。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければなりません。

このような見地から、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものであります。

なぜなら、取調べをすべて録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになるからであります。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導などによる自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たない、えん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものであります。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部又は一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされていますが、既に裁判員裁判が実施されて3年以上を経過していることに鑑みても、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければなりません。

以上のことから、速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進するため、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び法務大臣に対し、速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日、山梨県甲斐市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ただいま事務局より意見書の案について説明が終わりました。

この意見書案について、修正箇所等ございましたら皆さんからご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは、先ほどもちょっと触れましたけれども、可視化の目的というものは、あくまでも被疑者、被告人をかなり保護するような内容になっているということで、結局この文面の真ん中にありますように、被疑者・被告人の人権保障を図る上で不可欠なものであると同時に、被疑者がいるということは被害者もいるわけですね。そういうことに関して、可視化ということはそういうことだと思うけれども、余りに一方的過ぎて、やはりそういう調べの中には、被害者の立場というものも盛り込むべきじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、この文面の中に、前回もそんなことであれしたと思いますけれども、被害者のほうの立場も尊重しながらこういうことを進めていくということの意見書を出すことが必要じゃないかなというふうに思います。

○委員長（米山 昇君） 被害者のプライバシーということばかりじゃなくて、裁判ですからね、被告側、弁護側という形で行われるものですけれども、具体的には例えばどこほどのような形で文面を、ございますか。

○委員（内藤久歳君） 前回もそんな内容でつくったあれがあると思うんですけれども、事務局、ありますか。ちょっと読んでみられる。

○委員長（米山 昇君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 前回はですね、全文を言いますか、それとも追加の部分だけでよろしいでしょうか。

○委員長（米山 昇君） その部分だけ。

○書記（小澤 明君） 追加の部分。

「一方、このことにより、捜査や取調べに時間がかかるなど被害者が、不利益を被ることのないよう十分配慮しなければならない」の一文が追加されております。

○委員長（米山 昇君） 今、内藤委員がおっしゃったように、いわゆる犯罪の被害者ですね。その被害者の不利益をこうむらないことに十分配慮、プライバシーを含めてですね、ということの一文を入れたらどうかという意見ですが、今、お手元の意見書の案の終わりから3分の1ぐらいのところに、「現在、検察庁では」というところがありますが、その前に、「えん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものであります」とありますので、ここへ、「一方、犯罪被害者の不利益をこうむることのないよう十分配慮しなければならない」という一文を加えれば、被疑者・被告人もあつたり、また、犯罪の被害者のそういう不利益をこうむらないような形で配慮すべきだという文もつけ加えることができますので、一方的に被告人だけでなく、被害者の不利益も考慮すべきだということもできると思いますので、そこへ今言った、内藤委員のおっしゃったことをつけ加えるというような形でいかがでしょうか。

暫時休憩して、ちょっと作り直してお示しを、すぐできますので、お示しをしたいと思いますので、休憩中に。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時27分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

修正の案が出て、お手元に配付してありますので、説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、中段になります、「一方」というところを追加してあります。その前段から朗読させていただきます。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導などによる自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たない、えん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものであります。

一方、このことにより、捜査や取調べに時間がかかるなど犯罪被害者が、不利益を被ることのないよう十分配慮しなければならない。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部又は一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされていますが、既に裁判員裁判が実施されて3年以上を経過していることに鑑みても、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければなりません——というように内容に変更しております。

○委員長（米山 昇君） 一部変更いたしました。ほかよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ほかにないようですので、これを意見書の案として本会議のほうへ提出をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、意見書案の協議を終了いたしますが、構成委員の皆さんは、後ほど意見書への署名をお願いいたします。

次に、地方税財源の充実確保を求める意見書について審査を行います。

事務局より内容説明をお願いいたします。

小澤係長。

○書記（小澤 明君） それでは、お手元のほうに、資料としまして地方税財源の充実確保を求める意見書の依頼文と、裏のほうに意見書案をつけた用紙をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。また、あわせて、朝確認しましたこちらの地方税制をめぐる最近の動向という資料も一緒をお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配付してあります全国市議会議長会からの意見書の提出についての依頼文をごらんいただきながら、ご審議のほうをお願いしたいと思います。

内容につきましては、平成26年度の地方財政対策については、政府が財政健全化に向けた取り組みを進める中、厳しい展開が予想されており、特に税制改正については、市町村の基幹税目である固定資産税の現行制度の堅持のほか、自動車取得税、自動車重量税の取り扱い等々、さまざまな課題が山積しております。

このような中、全国市議会議長会は、5月22日の定期総会において、地方税財源の充実確保に関する決議を行うとともに、政府・与党に対し強力に実行運動を行ったところであり、今後も地方税財源の充実確保を最重点要望項目として取り組むこととしております。

つきましては、各議会において、地方税財源確保を求める意見書の検討をお願いするとい

う内容でございます。

まず、参考資料として、先ほど確認しました地方税制をめぐる最近の動向をお願いしたいと思えます。

こちらの7ページをお願いします。

平成26年4月1日からの消費税の増額も視野に、25年度の地方税財源に関する主な減税項目は、自動車取得税の廃止、固定資産税の償却資産の廃止等が掲げられておりまして、これらは地方税の減額につながるものでございます。

13ページをお願いしたいと思えます。

自動車重量税、自動車取得税の税収のうち、半分強は地方の財源となっており、貴重な安定財源となっております。

次に、22ページをお願いしたいと思えます。

国の産業競争力会議員おきまして、償却資産については減免する必要があるなど見直しが求められております。それに対し、すみません、24ページをお願いします。24ページにありますとおり、償却資産は固定資産税の17.6%を占める基幹税となっております。そのため地方6団体では、この27ページをお願いしたいと思えます、27ページにありますとおり、固定資産税の安定確保を地方6団体としては求めております。

また、資料に戻っていただきまして、6ページをお願いしたいと思えます。行ったり来たりですみません。

こちらの表で示されておりますとおり、地方財政は巨額の財源不足が生じ、極めて厳しい状況にあり、今後さらなる地方税収と地方財政の財源不足の状況が懸念されております。このことは結果として、市の行政サービスの低下、ひいては職員給与の減額、議員歳費の削減等につながっていくものでございます。

つきましては、各市議会として、国に対し、国に上げていく必要があります。そこで、諸般の状況を勘案する中で、各市議会において、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての検討をお願いするものでございますというのが依頼文の内容となっております。

続いて、1枚物の依頼文のほうの裏面をお願いしたいと思えます。

意見書の内容につきまして朗読説明をさせていただきます。

地方税財源の充実確保に関する意見書（案）でございます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国におきましては、次の事項を実現されるよう強く求めます。

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2 地方財源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策

譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月2日、山梨県甲斐市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 事務局より説明がありました。

これに対して何か質疑ございましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この地方税財源の充実確保に関する意見書につきまして、全般的にはそのとおりでありますし、賛同をすべきところではありますが、2点ほどちょっと気になるところがありますので、指摘をさせていただきたいと思います。

1点は、2の（1）です。「その際、地方消費税の充実など」というところがありますが、消費税の増税については、現在意見の分かれているところです。6割くらいの反対がありますし、消費税やむなしという意見の方でも、今回はまだ経済が安定していないから見送るべきだという意見も入れますと、かなりの数になります。そういった意味で、ここについては無理に主張しなくて、削除してもいいのではないかとということが1つと、もう一つの意見は、（4）です。「法人住民税は、均等割の税率を引き上げること」となっていますが、これは実際に中小企業等が赤字でも増税にならざるを得ないかなということで、この部分も削除すべきだと思います。

ご存じのとおり、消費税が登場してから年間10兆円程度の大企業減税が行われていますが、法人の99%を占める中小企業については100億円程度ということで、額で1,000分の1、従業員数でも100分の1程度になっています。これはちょっとアンバランスがあり過ぎますので、そういったことも踏まえて、この部分は削除したらどうかという意見です。

○委員長（米山 昇君） 2点ほど指摘というか、意見がございました。事務局で答えるという内容でもない、実際には参考文例のいわゆる意見書として出す内容のところへも入っておりますが、2の（1）の地方が担う事務と責任に見合う、これは5対5に、今、現行5対5じゃありませんので、5対5にして地方の取り分をふやすということと、その際、地方消費税の充実などということで、これは消費税の中の地方の取り分が1%ですか、というのがちょっとありましたが、大分少ないということで、これの充実を図って地方の財源をふやして

いくということですので、消費税を引き上げ云々ということには、これは言及しておりませんので、そのこととはちょっと違うのかなということ。地方の取り分を、消費税をふやして国へ納めるのを減らすということの要求ですので、これはこれでいいじゃないかなというふうに思っております。

それから、(4)の法人住民税ですね。いわゆる企業の均等割を引き上げたらどうかということですが、当然均等割ですから、赤字でもそれは均等割はいただかなければならないということですが、やはりその地域で企業活動をしている以上は、それなりの地域にもですね、会費を、会費というか、となるべき税を納めていただいて、地域にも貢献をしていただくという意味からも、応分の負担をとということで引き上げて、少しでも地方の財源を豊かにという意味でこれは入れたものだと思いますが、当然全国議長のほうで議論をされて、こういう案としてまとめたものでございますので、その辺も含めて委員さん方のご意見も伺ってまいりたいと思っております。

ほかにご意見ございますか。

猪股委員。

○委員(猪股尚彦君) 今、松井委員の言われた(4)の法人住民税、均等割の税を上げると。このいろいろ厳しい中で、大手も撤退するようなことが多い中で、こういうことがちょっと気になる件なんです。だから、この辺をうたうのがいかなもんなかなと私は思うんですけどもね。いかがでしょうかね、その辺は。

○委員長(米山 昇君) 委員の皆さん、ご意見いかがですか。

内藤委員。

○委員(内藤久歳君) 確かに均等割を引き上げるというのは、非常に、特に中小零細というのは厳しいとは思いますが。ただ、ここにこの文言を、引き上げるということを、この資料をよく見てみないとわかんないんですけども、どういう根拠でこの税率を引き上げるということに至ったのかという、その辺の考え方というか、そういうものがちょっと見えてこないで、それいかんによっては、この部分についてはちょっと厳しいような気がしないでもないですけども。その辺は、事務局でこっちの資料のほうで何か、よく俺も見えていないからわかんないんですけども。これに関連するあれが……

○委員長(米山 昇君) 小澤係長。

○書記(小澤 明君) 一応その部分は32ページからになるかと思っておりますけれども、ちょっと私にもその辺はちょっとまだわかりかねる部分でございますけれども、32ページ、33ペ

ージ、34ページというところで、地方法人課税のあり方に関する検討会ということで、こういったことが検討された結果、引き上げることというような一文が入ったのではないかと思いますけれども。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 今、内藤委員も言ったように、税率を引き上げることというのは、やっぱりこれ、中小企業はひっかかるんですよ。その状況を見ながらというような言葉を使っただけならばなと思うんだけど。また景気がよくなれば、こんなこと問題じゃないし、またこれ以上悪くなったということになれば、もしこれが決まったときには、本当にもう撤退どころじゃない、もう潰されてしまうもんで。その辺はどうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） ご意見として出されましたが、ここの地方税財源の充実確保という大きなくりの中で、2番目として、地方税源の充実確保を図るという中で、いわゆる地方税の収入をふやすということの中で、先ほどの地方消費税の取り分も国が3対1じゃなくて、もっと多く、地方のほうをふやしてくださいよと。それから、充実確保という意味の中では、法人住民税も、もちろん所得割は企業がたくさんもうけたらたくさん払っていただけるわけですけども。均等割、今はもうこういう時代で、やはり均等割が安定した収入ということですから、少しでも引き上げてもらって地方の財源を豊かにしていこうという趣旨で、全国の議長会としてはこういう要望を国にしていこうということですので、これが必ずなるかどうか、これはわかりませんが、そういう要望をしていくということの中でこの中に入っておりますが、甲斐市の議会としては、これは入れなくてもいいというのであれば、それはそれでまた、別にいいことだと思いますが、皆さんの一致した意見としてまとめて、このところをですね、まとめたいと思いますが。

まずその前に、もうこの中身のほうへ入ってしまっていますけれども、お諮りいたしますが、まずこの地方税財源の充実確保に対する意見書を、この総務教育常任委員会としてまとめて、それを本会議へ委員会としてかけたいと、こうと思いますが、それに対して委員の皆さんはご賛同いただけるかということをお諮りしたいと思いますが、いかがですか。それはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それじゃ、これをまとめて、総務教育常任委員会として本会議へ諮りまして、議決の上は国のほうへ意見書を提出するという形にいたしたいと思います。

それで、中身についてですが、意見書の中身ですが、今の2の(4)——(1)のほうは
どうですか。それは松井委員ですが。

○委員(松井 豊君) 消費税については意見の分かれるところでもありますので、余りこだわらないけれども、やっぱり(4)は現実問題として深刻な部分もありますので、これは私はどうしても削除したいと。

○委員長(米山 昇君) (1)のほうは、この消費税の言及しておりませんので、引き上げとかどうとか言っていないので、これはあくまでも地方消費税の取り分をという部分ですから、異論がなければこれはこのままでいきたいと思います。

(4)のほうは、早く言えば削除したらどうかというご意見が今、委員から2人ですか、出ておりますが、いかがでしょうか、ほかの皆さんのご意見は。全国議長会で決定をしたものだから、このまま国へ要望すべきだという意見もあろうかと思いますが、そうするか、甲斐市独自でここは削除してやるべきだというようなご意見もありますが。

齊藤副委員長。

○委員(齊藤芳夫君) この案の原案というか、原稿というか、そういう素案は、今、委員長が言われたように、全国議長会云々がこの法人住民税の均等割のことも触れているんですか。

○委員長(米山 昇君) 小澤係長。

○書記(小澤 明君) こちらにつきましては、そちらのほうの文書の表のほうにありますとおり、全国市議会議長会の会長名で各市議会の議長のほうに依頼という形で来ております。

また、事務局のほうの資料としまして、甲府市が現在全国市議会議長会の副会長市として、全国市議会議長会の役員会のほうに出席をしております。そのときの会議内容が事務局のほうに資料として送られてきております。その中に、「ただし、意見書の提出はあくまでも各市の自主的な判断にお任せするものです」ということがありますので、この辺の文面につきましては各市の議会にお任せするというので、役員会の中では話をされたという記録が送られてきております。

以上でございます。

○委員長(米山 昇君) 今お聞きのように、あくまでもこれは参考として全国議長会から添付されてお示しされておりますので、それは当然、甲斐市議会として修正なり、あるいはつけ足しなりをして、それぞれ国に、関係機関に要望することは、これはやぶさかじゃないと思いますので、ご意見等ありましたらぜひ出していただきたいと思います。

今、当面問題になっているのは、2番の(4)の法人住民税の均等割税率を引き上げるこ

とという部分でございますので。削除するのか、あるいはこの言い回しを直すのか、このままでいくのかということでございますが。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） その（４）の件ですけれどもね、あえてここを言い回しを変えるよりは、削除しておいたほうが私はいいと思うんですけれどもね。

○委員長（米山 昇君） ご意見ですね。

ほかにいかがですか。まだご発言されていない、ここの部分でですね、されていない委員さん。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 同意見で、中途半端にやるよりは削除したほうがいいと思います。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員はいかがですか。

○委員（有泉庸一郎君） いいです。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

齊藤副委員長もいいでしょうか。

○委員（齊藤芳夫君） そのほうがいい。

○委員長（米山 昇君） それでは、今一通りのご意見が出まして、（４）は削除したらどうかという意見のほうが大多数のようでございますので、（４）を削除して、それぞれ（５）以下を１号ずつ繰り上げるということで意見書をまとめたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。ほかにご意見等ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） ２番のほうで、今、（４）は削除してもらってという形で納得してもらったんですけれども、（７）まであるんですけれども、大体「堅持し」とか「そのまま維持していく」というような言い回しで、ゴルフ場の利用税なんていうのは、そのとおりであって、今までどおり現行の制度を堅持していってもらおう。その下の（７）ですね。これだけが新しいことだと思えるんですけれども、これ、地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえという文言の何か説明がわかりやすくあるところというのはこの冊子にあるですかね。拾ってみただけでも、ないんだけど。悪いことじゃないと思うから、そのままだもいいと思えるんですけどもね。何かあったら、なかったらいいですよ。

○委員長（米山 昇君） 小澤係長。

○書記（小澤 明君） 地球温暖化対策に関する財源確保ということで、35ページをごらん

いただきたいと思います。

こちらの検討事項ということで、一番下のところになります。森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うということの一文が出ております。このことを指しているかと思います。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 今のこの説明で、検討を行う、総合的に検討を行うといううたいがあるんですけども、これをここへ、何だかわかんものを検討するということをうたって、おかしいような気がするだけでも、ただこれ、いろんなことを考えると、地方自治体で考えたことが地方自治体に響くということで、意義のあることだから、悪いことじゃないと思うんですよね。ただ、この検討事項で早急に総合的な検討を行うという自体のものをここへ載せていくこと自体がいかがなものかと思うんだよね。

○委員長（米山 昇君） これはですね、今言っているのは参考資料のほうですが、これはあくまでも税制改正大綱の案ですね。いわゆる政府・与党のほうで検討している案ということですので、それらを受けて地方6団体でも、地方自治体としても、そうした税源を新たにつくってほしいと。そういう仕組みをつくってほしいということを国に要望していくということです。これとこれがイコール、リンクしているわけじゃありませんけれども、そういうことで要望していくことは、やはり必要じゃないかと思いますので。そんなことでご理解をいただきたいと思います。

ほかになれば、これをもとに意見書案をつくって、総務教育常任委員会として本会議のほうへ提案をしていきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

何かその他で、事務局等ございましたら。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ない。

委員の皆さんから何かその他でありましたら、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたしたいと思います。

大変長い時間にわたって慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時58分

平成25年第3回9月定例会

総務教育常任委員会会議録

山梨県甲斐市議会